



平成23年6月28日（火）開催

第43回定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会

招集ご通知

目 次

第43回定時株主総会及び普通株主様による 種類株主総会招集ご通知	1
電磁的方法（インターネット等）による 議決権行使について	4
（添付書類） 事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	6
2. 株式に関する事項	26
3. 新株予約権等に関する事項	30
4. 会社役員に関する事項	32
5. 会計監査人に関する事項	36
6. 業務の適正を確保するための体制等の 整備に関する決議内容の概要	37
連結計算書類	
連結貸借対照表	43
連結損益計算書	44
連結株主資本等変動計算書	45
連結注記表	46
計算書類	
貸借対照表	67
損益計算書	68
株主資本等変動計算書	69
個別注記表	70
監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の 監査報告書 謄本	86
会計監査人の監査報告書 謄本	87
監査役会の監査報告書 謄本	88
【第43回定時株主総会】 株主総会参考書類	90
【普通株主様による種類株主総会】 株主総会参考書類	170

株式会社 CSK
(証券コード：9737)

(証券コード 9737)
平成23年6月9日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目26番1号

株式会社 CSK

代表取締役社長 中西 毅

第43回定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

また、このたびの東日本大震災により被災された株主の皆様には、心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第43回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記要領により、開催いたしますので、ご通知申しあげます。

第43回定時株主総会には、「当社と住商情報システム株式会社との合併契約承認の件」を議案として上程いたしますが、当該議案につきまして、会社法第322条第1項第7号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただきますので、併せてご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、電磁的方法（インターネット等）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、平成23年6月27日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年 6 月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区南青山二丁目26番 1 号
C S K 青山ビル 当社 3 階会議室

3. 会議の目的事項

【第43回定時株主総会】

- 報告事項 (1) 第43期（平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第43期（平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 当社と住商情報システム株式会社との合併契約承認の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件（1）
- 第 3 号議案 定款一部変更の件（2）
- 第 4 号議案 取締役 5 名選任の件
- 第 5 号議案 監査役 3 名選任の件
- 第 6 号議案 会計監査人選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 議 案 当社と住商情報システム株式会社との合併契約承認の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 郵送により議決権をご行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により議決権をご行使される場合には、4ページから5ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」をご高覧のうえ、平成23年6月27日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使ください。
- (3) 代理人により議決権をご行使される場合は、議決権を有する株主様に委任する場合には限られます。また、代理人は1名とさせていただきます。なお、代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに委任状を会場受付にご提出ください。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日々の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (5) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.csk.com/>) に掲載させていただきます。

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について

【電磁的方法（インターネット等）により議決権をご行使される場合のお手続について】

1. 議決権をインターネットによりご行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net/>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



（QRコードは、株デンソーウェブの登録商標です。）

- (2) インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
 - (3) インターネットによる議決権行使は、平成23年6月27日（月曜日）午後5時45分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使されるようお願いいたします。
 - (4) 議決権行使書用紙とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
 - (5) インターネットにより、複数回数、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
 - (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
2. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- (3) 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がございますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎[®] 0120-186-417（午前9時～午後9時）

＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞ ☎[®] 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジアを中心に新興国の経済成長を背景とした輸出、生産の増加等により一部持ち直しが見られたものの、依然として続く円高、デフレ、厳しい雇用環境等により、本格的な回復には至りませんでした。さらに持ち直し始めた景気も、東日本大震災の影響から当面は弱い動きになると見込まれます。今後、生産活動の回復に伴い、海外経済の改善や各種政策効果等を背景に景気が持ち直していくことが期待されている一方で、電力供給の制約や原油高の影響等の景気が下振れするリスクを懸念し、企業の業況判断は依然として慎重さが見られます。

情報サービス業界においては、企業のIT投資はコスト削減を目的としたものに、競争力強化や、グローバル化への対応などの戦略的な投資も加わり、多様化・複雑化してきておりますが、景気の不透明感を背景にIT投資は抑制傾向にあり、厳しい事業環境で推移いたしました。

プリペイドカード業界では、利用可能店舗の増加やギフトカード市場の拡大、エコポイントとの交換等、需要は増加いたしました。

このような経営環境のなか、当連結会計年度においては、「個々の事業強化と連携強化(=サービス・インテグレーション)」、「新たな事業の創出(=サービス・イノベーション)」、「同業及び異業種との協業・提携」、「人材育成」、「海外市場への挑戦」の5つの経営施策を重点的に実施してまいりました(具体的な実施内容については、9ページ以降に記載しております)。これらの結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高1,403.8億円(前連結会計年度比17.2%減)、営業利益70.0億円(同67.7%増)、経常利益32.7億円(同12.2%増)、当期純損失77.7億円(前連結会計年度591.8億円の当期純損失)となりました。

売上高は、情報サービス事業への選択と集中の方針のもと、コスモ証券㈱の株式譲渡をはじめとした事業整理による減収に加え、不透明な経済環境を背景に、企業の新規投資の先送りによる案件不足や当初予算見直し、株式市場の低迷により証券会社向けサービスが減少したこと等の影響で1,403.8億円(前連結会計年度比17.2%減)となりました。

営業利益は、減収の影響があるものの、前連結会計年度より取り組んできましたグループ管理機能の適正化を中心としたコスト構造の見直しや、不採算事業からの撤退により70.0億円(前連結会計年度比67.7%増)となりました。

経常利益は、貸付債権に対する貸倒引当金繰入額24.9億円や投資有価証券売却損10.9億円等の計上がありましたが、営業利益の増益により32.7億円(前連結会計年度比12.2%増)となりました。

当期純利益は、証券事業撤退損失89.0億円や減損損失30.0億円を含む特別損失148.1億円が発生する一方、繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の戻入47.7億円により、77.7億円の当期純損失（前連結会計年度591.8億円の当期純損失）となりました。

<セグメント別の業績>

[BPO]

売上高は、コンタクトセンター事業において既存顧客との取引高の拡大と、検証サービスの増加により311.7億円（前連結会計年度比 2.4%増）となりました。

営業利益は、増収の影響により5.2億円（同6.9%増）となりました。

[ITマネジメント]

売上高は、顧客の値下げ要請や内製化によるシステム運用サービスの減少、機器販売の減少により310.0億円（前連結会計年度比 13.8%減）となりました。

営業利益は、減収の影響により18.9億円（同 22.6%減）となりました。

[システム開発]

売上高は、顧客の当初予算の見直しや規模縮小、新規投資の先送り等による開発案件の減少や、証券会社向けASPサービスの減少により829.9億円（前連結会計年度比 7.8%減）となりました。

営業利益は、減収の影響により75.5億円（同 11.2%減）となりました。

[プリペイドカード]

売上高は、クオカードの加盟店店舗数の拡大やギフトカードの発行増加、エコポイント交換需要等によるカード発行量の増加に伴い、カード発行関連売上、機器販売、カード預り金運用収益が増加し35.9億円（前連結会計年度比 12.6%増）となりました。

営業利益は、増収の影響により5.5億円（同 140.0%増）となりました。

上記の各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

[その他]

売上高は、既に事業撤退しているベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業等での売上高であり、4.7億円（前連結会計年度比 97.8%減）となりました。なお、前連結会計年度には証券事業や金融サービス事業等の売上高が含まれております。

営業利益は、2.3億円の営業損失となったものの、前連結会計年度と比較して金融サービス事業の撤退等により、赤字幅が19.5億円改善しております。

<財政状態>

連結貸借対照表の資産、負債及び純資産の概要は、次のとおりであります。

〔資産〕

流動資産は、主に証券事業撤退に伴い証券業関連の流動資産減少等により904.2億円減少いたしました。

固定資産は、証券業関連の固定資産が減少する一方で、国債購入等により投資有価証券が増加したことや、繰延税金資産の増加により固定資産全体では35.3億円増加いたしました。

〔負債〕

プリペイドカード事業において、カード発行高の増加によりカード預り金が増加いたしました。また、証券業関連の負債が減少したことや、借入金返済により、全体では821.3億円減少いたしました。

〔純資産〕

純資産の減少47.5億円は、主に当期純損失77.7億円により利益剰余金が減少したこと等によるものです。

<当連結会計年度に実施した経営施策>

6 ページに記載しました5つの経営施策の具体的実施内容は、以下のとおりであります。

1) 個々の事業強化と連携強化 (=サービス・インテグレーション)

「BPO事業」「ITマネジメント事業」「システム開発事業」個々の強化を進めるとともに、3事業を連携・融合した当社グループ独自の価値提供により、お客様のビジネス革新に貢献すべく取り組みを進めてまいりました。

個々の事業強化として、「BPO事業」は、情報通信／製造業向けを中心とした受注拡大、生産性向上による収益力強化、新たなビジネスモデルとしてクラウドソーシング（注1）を活用したアウトソーシング事業（e v e l i n kTM）（注2）の強化を実施いたしました。「ITマネジメント事業」については、オンプレミス型マネジメントサービス（注3）と当社データセンター拠点からの遠隔サービスを組み合わせたハイブリッド型マネジメントサービスの拡大、クラウド型アウトソーシング（プリセットU S i Z E）（注4）の展開、「システム開発事業」は、特定業界・業務向けS a a S（注5）の拡充を進めてまいりました。

3事業の連携・融合については、当社独自のハイブリッド・クラウドの整備を進めてまいりました。お客様所有の「既存システム」、お客様企業専用の「プライベート・クラウド」、プライベート・クラウドとパブリック・クラウド（注6）の長所を融合した活用形態である「ハイブリッド・クラウド」に「業務」つまり「BPO」を組み合わせることで、全てのお客様に最適なサービスを提供できることが、当社グループの独自性であると考えております。このような視点で、3つの事業を連携した提案、サービス提供を推進してまいりました。

（注1）クラウドソーシング : 不特定多数の人に業務を委託するという新しい雇用形態

（注2）e v e l i n kTM（エヴリンク） : Every（誰でも、いつでも、どこでも）とLink（繋がり、絆）を組み合わせ新しいソーシングの形を表現した新事業名称

（注3）オンプレミス型マネジメントサービス : お客様先常駐でのマネジメントサービス

（注4）プリセットU S i Z E : 当社のデータセンターに設置したITリソース（サーバー/ストレージ、ネットワーク、運用）を、お客様ごとの要件に基づいた最適な形で提供する、オーダーメイド型のアウトソーシングサービス

（注5）S a a S（Software as a Service） : ソフトウェアの機能のうち、ユーザーが必要とするものだけをネットワークサービスとして提供するソフトウェアの配布形態

（注6）パブリック・クラウド : インターネットを経由した一般向け利用サービスとして提供されるクラウドコンピューティング環境

なお、3事業の連携強化・事業の一体化を目的として、平成22年10月1日付で当社と㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズが合併し、同時に㈱CSKサービスウェアについても、実質的な一体運営を開始しております。

2) 新たな事業の創出 (=サービス・イノベーション)

これまで得たノウハウ・知識・経験をベースとして、顧客ニーズの追求による既存サービスの延長線上にない新しい事業の創造に継続的に取り組んでまいりました。

「環境・仕組みの整備から具現化へ」をテーマとして、新たな事業アイデアの育成・企画・開発へ取り組んだ結果、プロフィット化に至った案件も生まれております。

3) 同業及び異業種との協業・提携

BPO事業においては、㈱リアルワールドとクラウドソーシング事業で業務提携を行い、ITマネジメント事業においては、中国の現地企業である万国データ服务有限公司（グローバルデータソリューションズ社）と、中国進出に関する提携協議を進めてまいりました。

また、平成23年10月1日に合併を予定している住商情報システム㈱とは、調達・購買の共同化、大型案件の共同受注・プロジェクトの推進等を進めてまいりました。

4) 人材育成

継続的な技術教育に加え、社員個人が変化に対し前向きにチャレンジし、持続的な成長を実現する組織風土及びマインドの醸成を図るために、ITスキル標準を踏まえた当社グループ独自の職種別等級定義及び専門スキル認定基準から、専門スキルレベルの審査・認定基準の作成を行う「専門スキル認定委員会」の運営を実施いたしました。

5) 海外市場への挑戦

中国を中心とした東アジア市場への進出を目的とし、既存サービス・ソリューションの販売、現地企業とのアライアンス（万国データ服务有限公司（グローバルデータソリューションズ社）との提携協議、現地Sierとのアライアンスの検討）、既存のお客様の中国展開対応（お客様システム部門のオフショア化への支援や日系現地法人向けのサービスの拡大）に取り組んでまいりました。

(2) 利益配分に関する基本方針及び当期の配当

当社グループにおける株主還元方針は、グループの事業活動の成果である「連結業績」、将来に向けた成長の源泉となる「事業投資の状況」、財務基盤の重要要素である「有利子負債の状況」、「社会経済の動向」を総合的に勘案し、株主資本配当率をベースにした株主還元を行う方針です。

当期の配当につきましては誠に遺憾ながら財務体質の改善に努めるため、無配とさせていただきます。

(3) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社が抱える経営課題として、以下5点を認識しております。

- 1) 事業環境の変化への対応
 - ・「所有」から「利用」への顧客ニーズの変化 等
- 2) グループの強みを生かした成長戦略の更なる推進
 - ・3事業の連携、BPO事業による差別化への取り組み
- 3) 既存顧客の深耕、新規顧客・成長企業との取引拡大
- 4) 価格競争力の強化
 - ・さらなる原価低減、販売費及び一般管理費の適正化
- 5) 事業構造・原価構造の見直し
 - ・事業環境に適合した体制、環境変化に柔軟な体制の整備

前述のような経営課題に対して、今後以下の取り組みを実施してまいります。

<「BPO」「クラウドビジネス」を戦略分野とし、リソースを重点配置>

・BPO

「ビジネスサービス事業本部」を新設し、連続した一連の業務プロセスを受託し、BPO事業自体の事業領域の拡大・成長を図るとともに、ITを活用した業務改革を通じてグループとしての事業拡大を目指してまいります。

・クラウドビジネス

「クラウド事業本部」を新設し、人の稼働に依存しないクラウドビジネスを成長戦略と位置付け、戦略商品・サービスを特定し、リソースを集中することで事業拡大を推進してまいります。

<2つの成長戦略の強化・推進>

・サービス・インテグレーション

営業戦略機能の強化等によって、3事業の連携を通じた事業拡大を図ります。

・サービス・イノベーション

各事業部門において、既存事業をベースに新たな事業・サービスの企画・開発に取り組むとともに、イノベーション推進機能を集約し、グループで蓄積した知財を活かした新たなサービスの創造を目指します。

<グローバル戦略>

次期のグローバル戦略は、中国におけるデータセンター事業の事業確立に注力してまいります。本事業は、将来のグローバル展開に向けた重要な取り組みとして位置付けております。

<事業別の生産性・効率性の取り組み>

- ・ B P O 事業

業務量の変動に対して柔軟な体制の構築、プロジェクト管理の強化 等

- ・ I T マネジメント事業

オンプレミス型からデータセンター型への移行の対応、グループの運用体制の見直し 等

- ・ システム開発事業

「開発本部」を設置し、標準化・共通化されたシステム開発基盤の整備と開発工程の実行、オフショア・ニアショア活用を含む開発体制の再構築 等

<販売費及び一般管理費の適正化>

販売費及び一般管理費の適正化を通じて、グループ全体のさらなる収益力強化と価格競争力強化を図ります。

<住商情報システム㈱との経営統合>

当社と住商情報システム㈱（以下「SCS」といいます。）は、平成21年9月の業務・資本提携に向けた基本合意書締結後、両社代表取締役を委員長とする業務提携委員会において、個々の事業面でのw i n - w i nの効果を追求すべく協議を重ねてまいりました。これらの協議を通じ、お互いの人的・技術的リソースを結集し、顧客基盤の強化、及びより顧客満足度の高い顧客サービスの拡充を図り、さらにはこれらのグローバル展開を推進することが、今後業界でのリーディングポジションを確立するために最善の選択肢であるとの考えに至りました。また、統合形態についても議論を重ねた結果、上記の目的を達成するためには合併という形態が最善であるという結論に至りました。そのため、両社は、平成23年2月24日開催の各社の取締役会による承認を得た上で、平成23年10月1日を効力発生日とし、SCSを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とし、その合併対価として当社の株主に対してSCSの株式を交付する吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る合併契約を締結いたしました。

なお、本合併の効力発生日において、吸収合併存続会社であるSCS（以下、本合併の効力発生後のSCSを「合併新会社」といいます。）は、商号をSCSK㈱と変更する予定であります。また、本合併後の事業運営については、本合併の効力発生日以降当面の間、当社及びSCSの事業を各々社内カンパニーとして、事業運営にあたる予定であります。

合併新会社は、両社のサービスを統合することにより、システム開発、ITインフラ構築・マネジメント、BPO、ITハード・ソフト販売の全てのサービスを提供することが可能となります。さらに、住友商事㈱（以下「住友商事」といいます。）をはじめとする顧客企業の世界各国におけるITシステム・ネットワークをサポートしてきたSCSの知見、及びITサービス業界の独立系大手企業として培った当社の顧客基盤を組み合わせることにより、フルラインナップのグローバルITサービスカンパニーとして業界の明日を切り拓くリーディングカンパニーへの飛躍を目指してまいります。

当社及びSCSは、合併新会社としての経営基盤強化策として、以下を想定しております。

1) 事業基盤の強化・拡大

両社が有するシステム開発、ITインフラ構築・マネジメント、BPO、ITハード・ソフト販売の各事業の有機的な統合により、顧客企業に対するワンストップサービスの提供が可能となります。これにより、多様化する顧客ニーズに対応できることとなり、顧客満足度の向上を図り、新たな顧客サービスの創出を期待することができます。

両社の得意とする産業分野は重なりがある一方、既存の顧客基盤は補完関係にあります。これらの産業分野における両社の技術力・ノウハウ・知財等を相互活用することにより、各々の産業分野において合併新会社ならではの特色を持つことができ、技術力及び顧客の広がりにおいて、産業分野ごとにトップポジションの確立を目指してまいります。今後の業界の流れであるクラウドビジネスの強化に関しては、事業規模・各種資本力・技術力の拡大をベースに、両社データセンター事業の統合によるインフラ基盤の拡充、クラウド基盤等への先行投資を行うとともに、当社の特色・強みであるBPOも加えた付加価値の高いハイブリッド・クラウドサービスを展開できることとなります。

ERP（統合型業務ソフトウェア）の分野では、両社のリソースを統合することにより、SCS独自のERPパッケージソフト事業である「ProActive」も含めた強化策を図ることが可能となります。

日本企業の海外進出が今後さらに加速することが予想される中、顧客企業において、グローバルベースのITガバナンスへのニーズが高まることが予想されます。SCSの海外でのITサポートの実績・知見と当社の優良な顧客基盤を活用し、顧客企業の海外進出をサポートすることにより事業のグローバル展開を強化し、ビジネス規模のさらなる拡大を目指してまいります。

2) 経営インフラの強化・経営効率の向上

人材力の拡充に加え、住友商事のグループ会社としての信用力強化に伴う財務基盤の安定化が見込まれます。

システム開発における生産性・品質の向上については、両社のニアショア・オフショア拠点、外部委託の効率的な活用により開発コストの適正化が見込まれます。さらに、両社の開発手法、プロジェクト管理方法を融合して生産性・品質の向上を図り、顧客企業ニーズの高度化・多様化に応える競争力の強化・顧客満足度の向上を目論んでおります。

データセンター事業では、規模の経済を働かせ、効率化による運営コストの低減が見込まれます。また、各種ハード・ソフト製品の販売においても、集中購買により効率的な調達を図ってまいります。

また、適正な人員配置により販売管理費の削減及び収益基盤の拡充を目指してまいります。

3) 技術力・人材力の強化・拡充

両社の技術者の融合による提案力・技術力・サービス提供力の向上により、高度化・多様化する顧客企業ニーズへの対応力を強化し、両社既存顧客への取引深耕、新規顧客開拓を推進します。また、大型案件への取り組みを強化するとともに、新たなサービスの創造を積極的に行ってまいります。また、両社のR&D関連のリソース統合により研究開発機能を強化し、最先端技術への取り組みを広げるとともに、新規事業の創出にも繋げてまいります。

また、合併新会社の第一の重点施策として人材の育成を推進してまいります。両社の人材育成のノウハウを統合することにより、人材強化を図るとともに、新しい企業文化の創出を目指してまいります。

当社及びSCSは、本合併による両社の統合の目的を迅速かつ円滑に推進することを目的として、統合に関する重要事項について協議し、両当事者間における一定のコンセンサスを形成するための機関として、共同で統合推進委員会を設置しており、上記各事項の詳細について、協議を進めております。

なお、本合併の概要及び出資割合等は以下のとおりとなっております。

本合併は、SCSが住友商事と共同して、平成23年3月10日から平成23年4月11日までを買付け等の期間として実施した、当社の株式等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立等を条件として、SCSを存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併方式で行われ、当社は平成23年10月1日の本合併の効力発生日をもって解散する予定であります。

なお、本公開買付けは買付期間終了後成立し、SCSは当社のF種優先株式5,000株（普通株式転換請求権の行使による普通株式数換算で、普通株式50,000,000株）を取得し、住友商事は当社の普通株式69,511,667株及び当社の第7回新株予約権（平成21年9月30日発行。普通株式数換算で、普通株式24,000,000株）を取得しております。その後、住友商事は本公開買付けで取得した第7回新株予約権の全てを平成23年4月22日付で行使したことにより、当社に対する議決権保有割合は54.14%（平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出）となり、当社の親会社に該当することとなりました。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は4,211百万円であり、連結会社別の主な内訳は、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備投資の内容	投資額 (百万円)
株 C S K	C S K eサービス データセンター (千葉県印西市)	データセンターにおけるインフラ構築 に係る資産の取得等	1,517

(5) 資金調達状況

当社の主要株主である合同会社ACAインベストメンツより、平成23年3月15日付で第6回新株予約権の全てについて行使（払込金額30億円）がなされ、普通株式を発行いたしました。

また、取引銀行4行によるシンジケートローン（総額500億円）については、当連結会計年度においては151.4億円を返済（前連結会計年度までに50億円を返済）いたしました。（シンジケートローンの取引銀行別残高については、「(11) 主要な借入先及び借入額」をご参照ください。）

(6) 事業の譲渡、吸収合併等の状況

① BPOグループ会社の組織再編

平成22年4月1日付で、(株)CSKサービスウェアは、ビジネスエクステンション(株)を吸収合併により統合いたしました。

② システム開発グループ会社の組織再編

平成22年4月1日付で、(株)CSKシステムズは、(株)CSKシステムズ西日本、(株)CSKシステムズ中部を吸収合併により統合いたしました。また、平成22年9月1日付で、(株)CSKシステムズは、(株)CSK証券サービスを吸収合併により統合いたしました。

③ 子会社の会社分割

平成22年4月1日付で、当社は、(株)ISA O（平成22年4月1日付で(株)四谷ビジネスに社名変更後、平成23年2月21日付で清算を結了しております。）の既存の全事業を会社分割のうえ、(株)豊通ISA O(現社名 (株)ISA O)に移管いたしました。

④ コスモ証券(株)の株式譲渡

平成22年4月16日付で、当社は、コスモ証券(株)の全株式を、岩井証券(株)(現社名 岩井コスモホールディングス(株))に譲渡いたしました。

⑤ 連結子会社との合併

平成22年10月1日付で、当社は、(株)CSK-ITマネジメント及び(株)CSKシステムズを吸収合併により統合いたしました。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目	期別	第40期 平成20年3月期	第41期 平成21年3月期	第42期 平成22年3月期	第43期(当期) 平成23年3月期
売上高(百万円)		239,695	206,099	169,518	140,387
経常利益 又は損失(△)(百万円)		20,634	△122,479	2,919	3,276
当期純利益 又は純損失(△)(百万円)		1,272	△161,529	△59,180	△7,770
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)(円)		17.34	△2,097.39	△720.62	△61.26
総資産(百万円)		550,054	363,931	267,749	180,862
純資産(百万円)		185,495	25,247	15,807	11,054

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、銭単位未満を四捨五入して表示しております。

第40期(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

売上高は、情報サービス事業のテクノロジーサービスにおいて、金融・保険業界に係るシステム開発が順調に拡大したことに加え、ビジネスサービスにおける製品検証サービスが順調に推移いたしました。金融サービス事業において期末に見込んでいた収益取込が翌期になったこと、証券事業において株式市況の低迷による影響を受けたこと等により減収となりました。

経常利益は、情報サービス事業におけるテクノロジーサービスにおいては、増収に加えて収益性重視の受注獲得や生産性向上が進んだことにより大幅に増加し、ビジネスサービスにおける中長期的な拡大に向けた先行投資費用の増加をカバーし、増益となりました。しかし、金融サービス事業においては、減収に加え、前連結会計年度に大型投資案件の精算があったこと、また証券事業においては、急速に業績が悪化したこと、さらに当社にて進めているグループ全体の情報インフラ整備費用等の増加により減益となりました。

当期純利益は、経常利益の減少に加え、当社連結子会社における事業用資産の減損処理による特別損失を計上したこと等の影響により、減益となりました。

第41期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

売上高は、情報サービス事業のテクノロジーサービスにおいて、クレジットファイナンス系及び生損保向けS I 案件やアウトソーシングは堅調に推移いたしましたが、ビジネスサービスにおける証券向けASPやコンタクトセンター、製品検証サービスが減少したことに加え、金融サービス事業及び証券事業においては、経済環境悪化の影響を受けたこと等により減収となりました。

経常損益は、金融サービス事業における既存の投資不動産の評価に加え、金融サービス事業全般及び証券事業においては、経済環境悪化の影響を受けたこと、全社ではグループ全体の情報基盤整備のための費用が増加したこと等により、経常損失となりました。

当期純損益は、経常損失に情報サービス事業、証券事業及び全社等における固定資産や証券事業におけるのれんの減損損失を計上したこと、横浜市みなとみらい21本社ビル建設中止に係る損失及び繰延税金資産取崩し等の影響により、当期純損失となりました。

第42期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

売上高は、情報サービス事業においては、主に電気・精密及び輸送用機器関連等の製造業向けを中心に減少し、また前連結会計年度においては銀行・信託の統合における再構築案件やクレジットファイナンス向け機器販売等の大型案件があったこと等により減収となりました。プリペイドカード事業及び証券事業においては堅調に推移し、増収となるものの、連結全体としては減収となりました。

経常利益は、情報サービス事業においては売上高の減少による影響をコスト削減の推進により補完した結果増益となりました。また、証券事業においては前連結会計年度に実施したコスト構造の改善が功を奏したことにより黒字転換し、全社費用及びその他の事業での損失を吸収し、連結全体では黒字転換いたしました。

当期純利益は、不動産証券化事業撤退損失や特別退職金等の特別損失の発生により、当期純損失となりました。

第43期（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

前記の「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」をご参照ください。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第 40 期 平成20年 3 月期	第 41 期 平成21年 3 月期	第 42 期 平成22年 3 月期	第43期(当期) 平成23年 3 月期
売上高及び営業収入 (百万円)	12,986	13,792	17,255	51,336
経常利益 又は損失(△) (百万円)	4,423	△1,806	5,350	3,464
当期純損失 (百万円)	7,423	152,190	50,966	6,837
1株当たり当期純損失 (円)	101.18	1,975.73	620.42	53.90
総 資 産 (百万円)	352,469	235,068	171,965	137,604
純 資 産 (百万円)	144,524	13,054	9,963	5,971

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり当期純損失は、銭単位未満を四捨五入して表示しております。

第40期 (平成19年 4 月 1 日～平成20年 3 月31日)

関係会社株式評価損 8,809百万円、貸倒引当金繰入額 5,029百万円を計上したため、当期純損失は 7,423百万円となりました。

第41期 (平成20年 4 月 1 日～平成21年 3 月31日)

貸倒引当金繰入額 100,277百万円、関係会社株式評価損 44,565百万円を計上したため、当期純損失は 152,190百万円となりました。

第42期 (平成21年 4 月 1 日～平成22年 3 月31日)

連結子会社であったCSKファイナンス(株)(現社名 ゲン・キャピタル(株))に対する貸付金等の譲渡による損失 50,588百万円及び貸倒引当金繰入額 4,335百万円等を計上したことにより、当期純損失は50,966百万円となりました。

第43期 (平成22年 4 月 1 日～平成23年 3 月31日)

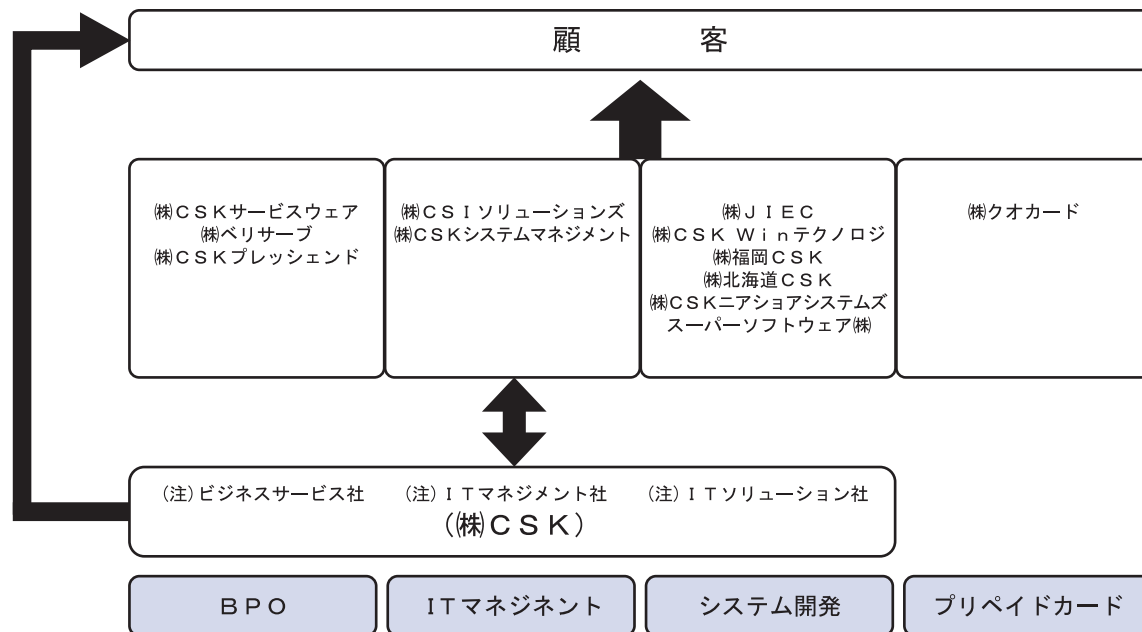
当社は、平成22年10月1日付で(株)CSK-ITマネジメント及び(株)CSKシステムズを吸収合併し、純粋持株会社から事業持株会社に移行しております。このため、当事業年度の経営成績は、前事業年度と比較して大きく変動しております。また、平成22年4月16日付でコスモ証券(株)の全株式を譲渡したこと等により、関係会社株式譲渡損失を9,204百万円計上したため、当期純損失は6,837百万円となりました。

(8) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社の企業集団の主要な事業内容は、次のとおりであります。

B P O	コンタクトセンターサービス、BPOサービス、検証サービス、ECフルフィルメントサービス
I T マネジメント	データセンターサービス、システム運用サービス、運用コンサルティング、IT基盤構築、インフラマネジメント、ネットワーク運用監視
シ ス テ ム 開 発	コンサルティング、ソリューションサービス、システム・インテグレーション
プ リ ペ イ ド カ ー ド	プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

<当社の企業集団における会社別事業区分イメージ>



※プリペイドカードを除く各セグメントにおいては、当社及びグループ各社は顧客との直接取引とともに、グループ間において機能を補完する取引を行っております。

<上場連結子会社名と公開市場名>

(株)JIEC 東京証券取引所第二部
 (株)ベリサーブ 東京証券取引所第一部

(注) (株)CSKホールディングスは、平成22年10月1日付で(株)CSK-ITマネジメント及び(株)CSKシステムズと合併、商号を「(株)CSK」に変更し事業持株会社体制へ移行しました。また、事業部門として、「ビジネスサービス社」、「ITマネジメント社」、「ITソリューション社」を設置しております。「ビジネスサービス社」については、(株)CSKサービスウェアと一体運営としております。なお、当社において平成23年4月1日付で「ビジネスサービス社」、「ITマネジメント社」、「ITソリューション社」3社の実質的な社内カンパニー体制から事業本部体制へ移行しております。

(9) 主要な事業所及び使用人の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の主要な事業所

報告セグメントの名称	会社名	本社所在地
B P O	(株)CSKサービスウェア	東京都港区
	(株)ベリサーブ	東京都新宿区
ITマネジメント	(株)CSIソリューションズ	東京都新宿区
システム開発	(株)JIEC	東京都新宿区
プリペイドカード	(株)クオカード	東京都中央区
BPO、ITマネジメント、システム開発、総社	(株)CSK	東京都港区

② 企業集団の使用人の状況

報告セグメントの名称	使用人数(名)
B P O	2,232
ITマネジメント	1,290
システム開発	4,643
プリペイドカード	99
全社	491
合計	8,755

- (注) 1. 上記の使用人数には臨時従業員は含まれておりません。
2. 使用人数が当連結会計年度において1,754名減少しております。
主な理由は、証券事業からの撤退及び早期退職優遇制度を利用した退職によるものであります。

③ 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,543名	4,443名増	38才 1ヶ月	13年 0ヶ月

- (注) 1. 使用人数には子会社等への出向者は含まれておりません。
子会社等への出向者数 当期末259名 前期末150名
2. 使用人数には受入出向者 192名（前期末20名）及び嘱託社員 41名（前期末7名）が含まれております。
3. 使用人数が前期末に比べ4,443名増加しておりますが、主に平成22年10月1日付で、(株)CSK-ITマネジメント及び(株)CSKシステムズを吸収合併したことによるものであります。

(10) 重要な子会社の状況（平成23年3月31日現在）

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
(重要な子会社) (株)CSKサービスウェア	2,063	100.0	コンタクトセンターサービス、BPOサービス
(株)クオカード	1,810	100.0	プリペイドカードの発行・精算業務、カードシステムの開発・販売等
(株)ベリサーブ	792	55.6	製品検証サービス、セキュリティ検証サービス等
(株)JIEC	674	69.5	基盤技術をコアコンピタンスとした情報システムの設計・構築等
(株)CSKプレッシュェンド	299	66.7	ECフルフィルメントサービス
(株)CSIソリューションズ	210	100.0	ERPソリューション、CRMソリューション、コールセンターシステム構築及びヘルプデスクサービス、システムインテグレーション、ハードウェア販売・保守等

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(重要な子会社) 株 福 岡 C S K	200	100.0	製品組込みシステム設計・開発、ビジネスシステム設計・開発、ERPコンサルティング・設計・開発、運用管理・保守、ネットワーク設計、機器販売等
株 C S K W i n テ ク ノ ロ ジ	100	100.0	Windowsプラットフォームにおけるコンサルティング、ネットワークシステムの診断・設計・構築・運用、ソフトウェア製品の開発・販売、教育等
ス ー パ ー ソ フ ト ウ ェ ア (株)	100	100.0	住宅産業向けのパッケージ事業、ソリューション事業、保守事業等
株 北 海 道 C S K	100	100.0	コンピュータソフトウェアの開発・販売及び賃貸、コンピュータによる情報処理サービス業及び情報提供サービス業、情報処理関連コンピュータ・ハードウェアの販売及び賃貸
株 C S K シ ス テ ム マ ネ ジ メ ン ト	100	100.0	情報システムのオペレーション管理等のシステム運用サービス
株 C S K ア ド ミ ニ ス ト レ ー シ ョ ン サ ー ビ ス	100	100.0	各種事務代行サービス及び各種運営管理サービス
株 C S K ニ ア シ ョ ア シ ス テ ム ズ	100	100.0	コンピュータシステムの開発及び保守

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め、18社であります。

(11) 主要な借入先及び借入額（平成23年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額(百万円)
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	11,122
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,987
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,758
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	4,991
そ の 他	63
合 計	29,923

(注) 上記の取引銀行からの借入額は、シンジケートローン契約によるものであります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(13) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	498,376,800株
(2) 発行可能種類株式総数	
普通株式	498,376,800株
A種優先株式	15,000株
B種優先株式	15,000株
E種優先株式	5,000株
F種優先株式	5,000株
(注) 発行可能株式総数と発行可能種類株式総数の合計の一致は、会社法上求められておりません。	
(3) 発行済株式の総数	149,787,714株
うち普通株式	149,747,714株
A種優先株式	15,000株
B種優先株式	15,000株
E種優先株式	5,000株
F種優先株式	5,000株

当事業年度中の発行済株式総数の変動は以下のとおりであります。

合同会社A C Aインベストメンツによる第6回新株予約権の行使	
普通株式	24,000,000株増

(注) 住商情報システム株式会社が住友商事株式会社と共同して実施した当社株式等に対する公開買付け(平成23年3月10日から平成23年4月11日までの期間で実施)成立によって合同会社A C Aインベストメンツから住友商事株式会社へ譲渡された第7回新株予約権の全てについて、平成23年4月22日付で住友商事株式会社より行使がなされたことに伴い、普通株式24,000,000株を発行しております。よって平成23年4月22日現在の発行済株式総数は173,787,714株となっております。

(4) 株主数

普通株式	51,539名	(前期末比6,858名減)
A種優先株式	4名	
B種優先株式	4名	
E種優先株式	1名	
F種優先株式	1名	

(5) その他株式に関する重要な事項

① 取得した自己株式		
普通株式	4,606株	
取得価額の総額	1,599千円	
② 処分した自己株式		
普通株式	398株	
処分価額の総額	313千円	
③ 決算期末における保有自己株式		
普通株式	16,015株	

(6) 大株主の状況

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
合同会社 A C A インベストメンツ	普通株式 69,457 E種優先株式 5 F種優先株式 5 計 69,467	46.38
C S K グ ル ー プ 社 員 持 株 会	普通株式 4,935	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	普通株式 4,384	2.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	普通株式 4,221	2.82
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	普通株式 2,995	2.00
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	普通株式 2,335	1.56
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	普通株式 2,109	1.41
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	普通株式 1,505	1.01
DEUTSCHE BANK AG LONDON 610	普通株式 1,350	0.90
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	普通株式 1,320	0.88

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(16,015株)を控除して計算しております。
2. 合同会社ACAインベストメンツの保有する当社普通株式については、住商情報システム株式会社が住友商事株式会社と共同して実施した当社株式等に対する公開買付け(平成23年3月10日から平成23年4月11日までの期間で実施)成立によって住友商事株式会社へ譲渡されております。また、平成23年4月22日付で、第7回新株予約権の全てについて住友商事株式会社より行使がなされたことに伴い、同日現在、住友商事株式会社の保有する当社の持株数は93,511千株、持株比率は53.81%となっております。

3. 合同会社ACAインベストメンツの保有する当社F種優先株式については、住商情報システム株式会社が住友商事株式会社と共同して実施した当社株式等に対する公開買付け(平成23年3月10日から平成23年4月11日までの期間で実施)成立によって住商情報システム株式会社へ譲渡されております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成23年3月31日現在）

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

現に発行している新株予約権等の概要

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

発行決議の日	平成15年8月18日
発行日	平成15年9月4日
新株予約権の数(個)	21,792 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 7,418,553 (注)
新株予約権の発行価額(百万円)	無償
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,937.5
新株予約権の行使期間	平成15年10月2日～平成23年8月19日
新株予約権付社債の残高(百万円)	21,792

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は340,425株であります。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行決議の日	平成18年7月11日
発行日	平成18年7月27日
新株予約権の数(個)	35,000 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 12,425,447 (注)
新株予約権の発行価額(百万円)	無償
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,816.8
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～平成25年9月27日
新株予約権付社債の残高(百万円)	35,000

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は355,012株であります。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

第7回新株予約権

発行決議の日	平成21年9月29日
発行日	平成21年9月30日
新株予約権の数(個)	240,000 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 24,000,000 (注)1
新株予約権の発行価額(百万円)	295
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 125
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日～平成24年3月31日
新株予約権の割当先	合同会社ACAインベストメンツ (注)2

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。
 2. 住商情報システム株式会社が住友商事株式会社と共同して実施した当社株式等に対する公開買付け(平成23年3月10日から平成23年4月11日までの期間で実施)成立によって本新株予約権が住友商事株式会社へ譲渡されたことに伴い、割当先を住友商事株式会社に変更しております。
 3. 平成23年4月22日付で第7回新株予約権の全てについて住友商事株式会社より行使がなされております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	東 明 浩	ACA(株)代表取締役社長 アントケアホールディングス(株)取締役
代表取締役社長 取 締 役	中 西 毅 熊 崎 龍 安	(株)CSKアドミニストレーションサービス代表取締役社長 (株)CSK CHINA CORPORATION代表取締役社長
取 締 役	堀 江 聡 寧	ACA(株)マネージング・パートナー 合同会社ACAインベストメントズ職務執行者
取 締 役	山 崎 弘 之	住商情報システム(株)執行役員
取 締 役	近 藤 勝 重	アントケアホールディングス(株)取締役
取 締 役	渕 上 岩 雄	
取 締 役	白 井 紀 男	日本LEDライティング(株)代表取締役社長
常 勤 監 査 役	播 磨 昭 彦	
常 勤 監 査 役	海 前 忠 司	
監 査 役	石 川 岩 雄	ACA(株)監査役
監 査 役	下二井 政 信	

- (注) 1. 取締役 山崎弘之、近藤勝重、渕上岩雄、白井紀男の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、(株)東京証券取引所に対し独立役員として届け出ておりません。
2. 監査役 石川岩雄、下二井政信の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、(株)東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役 播磨昭彦氏は、グループ内において、経理業務、内部監査業務に長年従事した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 石川岩雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 下二井政信氏は、会社経営の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 代表取締役会長 東明浩氏は、平成23年4月21日付で代表取締役会長から取締役に地位変更しております。

(ご参考)

当社は経営戦略決定の迅速化及び監督体制・業務執行体制の強化のため、執行役員制度を導入しております。

平成23年4月1日現在の執行役員の陣容及び担当は以下のとおりであります。

社長執行役員	中西 毅	
専務執行役員	鈴木 正彦	金融営業本部、金融事業本部、産業営業本部、産業事業本部、西日本事業本部、中部事業本部、開発本部管掌 兼 プロジェクト管理部、技術開発部、サービスマネジメント部担当 兼 開発本部長
	石村 俊一	希世軟件系統（上海）有限公司董事長 ビジネスサービス事業本部管掌 兼 ビジネスサービス事業本部長 ㈱CSKサービスウェア代表取締役社長
	谷原 徹	希世軟件系統（大連）有限公司董事長 ITマネジメント事業本部、クラウド事業本部管掌 兼 ITマネジメント事業本部長 ㈱CSKシステムマネジメント代表取締役社長
常務執行役員	熊崎 龍安	コーポレート部門管掌 ㈱CSKアドミニストレーションサービス代表取締役社長 ㈱CSK CHINA CORPORATION 代表取締役社長
	工藤 敏晃	産業営業本部長
執行役員	田財 英喜	コーポレート部門 企画担当
	田村 拓	営業企画部、サービスイノベーション推進部、グローバル推進室、CSR推進室担当
	清水 康司	コーポレート部門 経理・財務担当
	渡辺 篤史	クラウド事業本部長
	遠藤 正利	コーポレート部門 人事・管理担当
	中村 誠	金融事業本部長
	宮川 正	ITマネジメント事業本部副本部長
	関 滋弘	産業事業本部長
	山本 香也	西日本事業本部長
	近藤 正一	中部事業本部長
	内藤 幸一	ITマネジメント事業本部副本部長
	川嶋 義純	金融営業本部長
	高橋 観	金融事業本部副本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役 (うち社外取締役)	8 名 (4)	74 百万円 (12)	平成18年6月28日開催の第38回定時株主総会決議に基づき、取締役の報酬限度額は、年間1,000百万円以内であります。
監査役 (うち社外監査役)	4 名 (2)	28 百万円 (7)	平成18年6月28日開催の第38回定時株主総会決議に基づき、監査役の報酬限度額は、年間100百万円以内であります。
計 (うち社外役員)	12 名 (6)	103 百万円 (19)	

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼 職 内 容
社外取締役	山崎 弘之	住商情報システム(株)	執行役員
	近藤 勝重	アントケアホールディングス(株)	取締役
	臼井 紀男	日本LEDライティング(株)	代表取締役社長
社外監査役	石川 岩雄	ACA(株)	監査役

- (注) 1. 住商情報システム(株)は、当社との間で合併契約及び経営統合に関する統合契約を平成23年2月24日付で締結しております。
2. 社外取締役の山崎弘之氏は、平成23年4月22日付で当社の親会社となりました住友商事(株)を平成23年2月28日付で退職しております。
3. アントケアホールディングス(株)は、当社が平成21年9月30日付で行った優先株式及び新株予約権発行の引受先である合同会社ACAインベストメントの親会社であるACA(株)が運営する投資ファンドの投資先であります。
4. ACA(株)は、当社が平成21年9月30日付で行った優先株式及び新株予約権発行の引受先である合同会社ACAインベストメントの親会社であります。

② 会社又は会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	山崎弘之	当期開催定例取締役会12回中全てに、臨時取締役会11回中9回出席し、事業運営・経営管理に関する豊富な知識や経験等を踏まえた幅広い見地からの発言を行っております。また、臨時取締役会のうち1回については、利益相反のおそれを回避する観点から、審議及び決議に参加していません。
	近藤勝重	当期開催定例取締役会12回中全てに、臨時取締役会11回中9回出席し、事業運営・経営管理に関する豊富な知識や経験等を踏まえた幅広い見地からの発言を行っております。
	渕上岩雄	平成22年6月25日に当社定時株主総会で選任され、平成22年6月25日の就任以降、当期開催定例取締役会9回中全てに、臨時取締役会8回中全てに出席し、事業運営・経営管理に関する豊富な知識や経験等を踏まえた幅広い見地からの発言を行っております。
	白井紀男	平成22年6月25日に当社定時株主総会で選任され、平成22年6月25日の就任以降、当期開催定例取締役会9回中全てに、臨時取締役会8回中全てに出席し、事業運営・経営管理に関する豊富な知識や経験等を踏まえた幅広い見地からの発言を行っております。
監査役	石川岩雄	当期開催定例取締役会12回中11回、臨時取締役会11回中9回に、また当期開催定例監査役会12回中全てに、臨時監査役会4回中全てに出席し、主に公認会計士としての幅広い見地からの発言を行っております。また、臨時取締役会のうち1回については、利益相反のおそれを回避する観点から、審議に参加していません。
	下二井政信	当期開催定例取締役会12回中全てに、臨時取締役会11回中全てに、また当期開催定例監査役会12回中全てに、臨時監査役会4回中全てに出席し、事業運営及び法務・税務に関する豊富な知識や経験等を踏まえた幅広い見地からの発言を行っております。

④ 責任限定契約の概要

当社は、定款において社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社は平成21年9月30日以降に就任した社外取締役及び社外監査役の全員と責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

内 容	支 払 額
① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	143百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（①の報酬等の額を含む）	269百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分が困難であるため、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準への移行に係る助言業務の対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

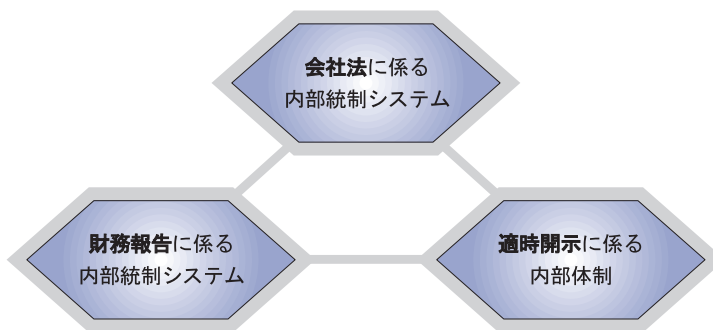
当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する決議内容の概要

<内部統制システムの整備の状況について>

当社グループの会社法に係る内部統制システム、すなわち「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用」と並行して、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制システム」及び(株)東京証券取引所の規則に基づく「適時開示に係る内部体制」についても、当社グループとして体制の整備・運用を実施しており、この3つの「内部統制システム及び体制」を通じて、より透明性の高いグループ経営の実現を目指しております。具体的な内容は、以下のとおりであります。

<当社グループの考える内部統制システム全般への取り組みの概念図>



〔会社法に係る内部統制システム〕

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① C S Kグループ企業行動憲章及びC S Kグループ役員社員行動基準を制定し、法令遵守が全ての企業活動の前提であることをグループの全ての役員・社員に徹底するとともに、役員・社員が法令及び定款を遵守するために必要なその他の関連規程類を整備し、その浸透・徹底を図る。
- ② 当社及びグループ各社のコンプライアンスに関する統括組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会の委員長は、当社及びグループ各社のコンプライアンス態勢の整備に関する統括責任者としての責任と権限を持つ。リスク・コンプライアンス委員会はコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努め、適時、取締役会及び監査役へ報告する。

- ③ コンプライアンス違反等が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できる体制をグループ各社と連携のうえ整備する。また、コンプライアンス違反の未然防止と早期解決を図ることを目的に、「CSKグループヘルプライン」を設置・運用する。
- ④ コンプライアンス推進担当部門は当社及びグループ各社のコンプライアンスの推進、教育・啓発等を行う。また、定期的にコンプライアンス意識調査を実施し、コンプライアンスの浸透度等につきモニタリングを行う。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等への適合性を確保の上、担当部門を設けて十分な体制を整備して運用する。
- ⑦ 内部監査担当部門は独立的な立場で当社及びグループ各社に対する内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告すると共に、必要に応じて改善を促す。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程に従い、文書または電磁媒体に記録して保存する。
- ② 文書の保存、管理は文書ごとに管理部門を定め、保存期限は文書保存年限表による。
- ③ 取締役及び監査役は文書管理規程に基づき、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及びグループ各社の総合的なリスク管理を推進するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理に必要な社内規程類やマニュアルを整備のうえ、リスク管理活動を統制する。また、企業価値を毀損しかねない事態が発生した場合には、同委員会が速やかにその情報を集約し、最高意思決定機関である当社取締役会へ報告する。
- ② グループ情報セキュリティポリシーに基づき、機密情報管理規程、個人情報保護規程を制定し、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行い、研修及び啓発の実施やガイドブックの配布を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図る。
- ③ 内部者取引防止委員会を設置し、内部者取引防止規程を制定のうえ、役員・社員による当社、グループ会社及び顧客企業の株式等の売買に関する事前チェックを実施し、積極的に啓発活動を行い、インサイダー取引の未然防止に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。
- ② 取締役会に付議される事項については、事前に十分な審議及び議論を実施して、取締役の職務が効率的に行われるような事業運営を行う。
- ③ 決裁項目ごとの決裁方法、決裁機関・決裁者を定めた規程（決裁規程、稟議規則等）を制定する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われるように、職務権限、業務分掌等を規程で明確に定める。
- ⑤ 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ社長会をはじめ、グループ横断的な会議体を開催して、グループ間情報の共有化を図る。
- ② グループ全体の監査役監査が実効的に行われることを確保するために、グループ各社の監査役と連携する部門を設置する。
- ③ 内部監査担当部門は、グループ各社の内部監査を定期的実施し、リスクに対する統制の状況を遵法性と合理性の観点から評価する。
- ④ グループ会社間協定書により、グループ会社における業務の遵法性と適正性を確保する。
- ⑤ グループ全体で規程類の内容を統一化・標準化し、一層の業務の適正化及び効率化を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する部門を設置し、専属の使用人を配置する。
- ② 当該部門は取締役から独立した組織とし、監査役の指揮命令に基づき職務を遂行する。
- ③ 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分は監査役の同意を得る。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ヘルプラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法については、取締役会と監査役との協議により決定する方法によるものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が社内の重要な会議に出席する機会、取締役及び重要な使用人からヒアリングする機会を確保するとともに、監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- ② 取締役または使用人は、監査役会が制定した監査役会規程及び監査役監査規則等に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力する。
- ③ 監査役は、グループ全体の監査役監査が実効的に行われることを確保するために、グループ監査役連絡会を定期的を開催する。

(注) 上記の内容は、平成23年2月17日開催の取締役会決議により、CSKグループの再編状況・組織体制等を反映させるため改定したものを記載しております。

〔財務報告に係る内部統制システム〕

適用3年目に入り、グループ全体として財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況のさらなる改善、「CSKグループ財務報告に係る内部統制構築基準」に基づく構築・評価基準の均質化等を進め、全社的観点での内部統制評価や業務プロセス及びIT全般統制の整備・運用状況の評価を実施してまいりました。

当社の重要な事業拠点として、業務プロセス及びIT全般統制の整備・運用状況に関する評価対象とした会社は上場子会社である㈱JIEC、㈱ベリサーブの他に㈱CSKサービスウェア、㈱クオカード及び当社の計5社になります。

なお、当期中において発見された内部統制の不備事項につきましては、グループ全体あるいは各社で改善し、グループとして財務報告の信頼性の確保をしてまいりました。

〔適時開示に係る内部体制〕

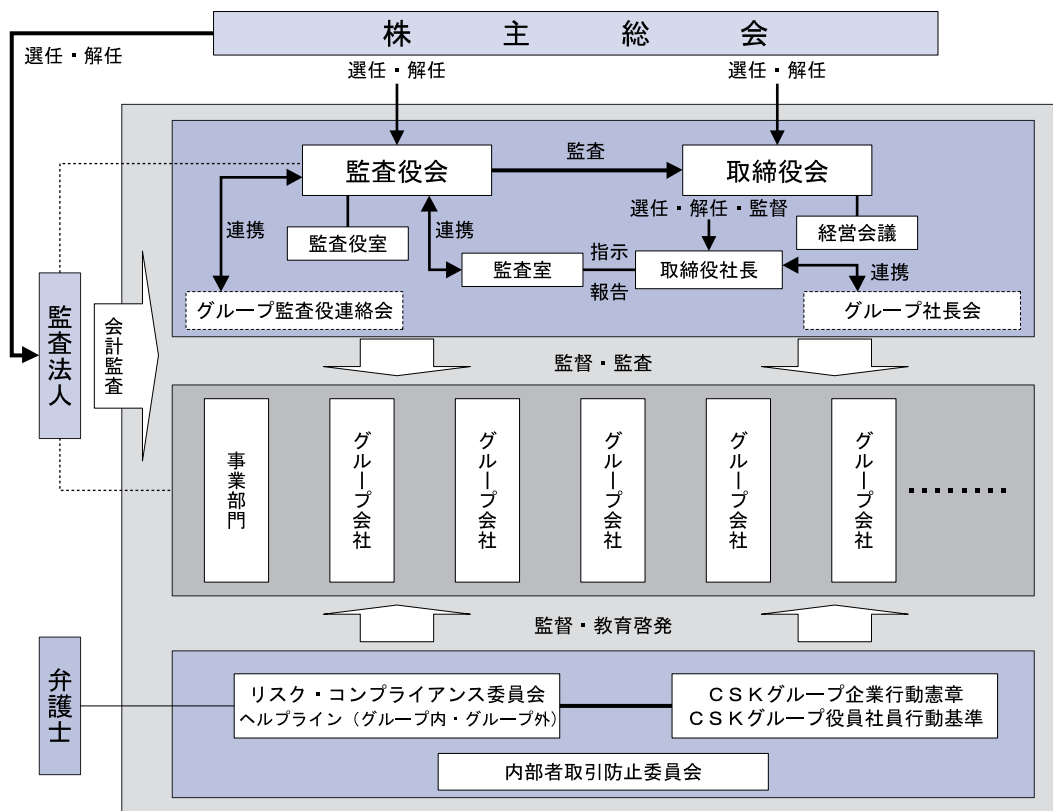
当社グループでは、金融商品取引法及び㈱東京証券取引所の定める適時開示制度により開示が要請される重要情報並びに投資判断に影響を与えると思われる情報等について、「情報の収集」、「適時開示の判定」、「開示の実行」という三段階の業務フローの中で、網羅的な情報収集、複数部門による検討及び多重的検証、適切な審議・決裁が実行できる組織的管理体制のもと、適時開示に係る業務を遂行しております。

また、当社では開示内容並びにその手続きの適正性・適法性・適時性を確保するために適時開示に関する内部基準を設けており、重要な会社情報のタイムリーかつ公平な開示方針を定めることにより、関連法令及び諸規則を遵守することに加え、株主・投資家・地域社会をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価に資する適切な情報開示に努めております。

なお、重要事実については、当社の定める内部者取引防止規程に従い、当社内に内部者取引防止委員会を設置しており、定期的な委員会開催に加え、随時の重要事実の判定、グループ社員向けの教育・指導を行っており、情報管理の徹底及びインサイダー取引の防止を図っております。

<参考：コーポレート・ガバナンス体制の概念図>

前述の会社法に係る内部統制、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制システム」及び(株)東京証券取引所の規則に基づく「適時開示に係る内部体制」を含む当社グループ全体のガバナンス体制イメージは、以下のとおりであります。



(注) 本事業報告中に記載の金額は、格別の記載をしている箇所を除き、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	102,568	流動負債	112,992
現金及び預金	49,972	買掛金	5,366
受取手形及び売掛金	23,034	1年内償還予定の新株予約権付社債	21,792
有価証券	8,995	短期借入金	10,063
たな卸資産	1,987	未払法人税等	841
短期貸付金	17,351	カード預り金	57,854
繰延税金資産	2,747	賞与引当金	3,915
その他の他	9,278	役員賞与引当金	7
貸倒引当金	△10,800	開発等損失引当金	79
固定資産	78,293	その他の他	13,071
有形固定資産	23,228	固定負債	56,814
建物及び構築物	12,278	新株予約権付社債	35,000
土地	7,586	長期借入金	19,860
その他の他	3,362	退職給付引当金	104
無形固定資産	2,284	役員退職慰労引当金	25
投資その他の資産	52,781	その他の他	1,825
投資有価証券	41,105	負債合計	169,807
前払年金費用	1,795	(純資産の部)	
繰延税金資産	5,326	株主資本	5,884
その他の他	4,887	資本金	97,811
貸倒引当金	△332	資本剰余金	55,349
		利益剰余金	△147,265
		自己株式	△11
		その他の包括利益累計額	58
		その他有価証券評価差額金	58
		新株予約権	295
		少数株主持分	4,816
		純資産合計	11,054
資産合計	180,862	負債純資産合計	180,862

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		140,387
売上原価		107,552
売上総利益		32,835
販売費及び一般管理費		25,829
営業利益		7,005
営業外収益		
受取利息	83	
受取配当金	40	
力下退職益	1,167	
投資有価証券売却益	644	
その他	544	2,480
営業外費用		
支払利息	946	
退職給付費用	260	
貸倒引当金繰入額	2,496	
投資有価証券売却損	1,098	
その他	1,407	6,210
経常利益		3,276
特別利益		
投資有価証券売却益	210	
貸倒引当金戻入益	88	
その他	79	378
特別損失		
減損損失	3,001	
証券事業撤退損失	8,904	
その他	2,905	14,812
税金等調整前当期純損失		11,157
法人税、住民税及び事業税	1,244	
法人税等調整額	△4,778	△3,534
少数株主損益調整前当期純損失		7,623
少数株主利益		147
当期純損失		7,770

連結株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	96,225	53,763	△139,494	△68	10,426
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（注）	1,585	1,585	—	—	3,171
当期純損失（△）	—	—	△7,770	—	△7,770
自己株式の取得	—	—	—	△1	△1
自己株式の処分	—	—	△0	0	0
連結範囲変更に伴う自己株式の減少	—	—	—	58	58
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	1,585	1,585	△7,771	57	△4,541
平成23年3月31日残高	97,811	55,349	△147,265	△11	5,884

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
平成22年3月31日残高	234	234	467	4,680	15,807
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（注）	—	—	—	—	3,171
当期純損失（△）	—	—	—	—	△7,770
自己株式の取得	—	—	—	—	△1
自己株式の処分	—	—	—	—	0
連結範囲変更に伴う自己株式の減少	—	—	—	—	58
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△175	△175	△171	136	△210
連結会計年度中の変動額合計	△175	△175	△171	136	△4,752
平成23年3月31日残高	58	58	295	4,816	11,054

（注）平成23年3月15日付で、第6回新株予約権の全てについて合同会社ACAインベストメンツより行使がなされたことによる普通株式の発行であります。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

項 目	当連結会計年度
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称 連結子会社： 18社 (株)J I E C、(株)ベリサーブ 他16社 新規連結 匿名組合 1社 連結除外 (株)I S A O(平成22年4月1日付で(株)四谷ビジネスに社名変更後、平成23年2月21日付で清算を結了しております。)、C S Kベンチャーキャピタル(株)(現社名 (株)ウィズ・パートナーズ)、プラザアセットマネジメント(株)、コスモ証券(株)、コスモエンタープライズ(株)(現社名 岩井コスモビジネスサービス(株))</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 東京グリーンシステムズ(株)、希世軟件系統(上海)有限公司、希世軟件系統(大連)有限公司 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり合計の総資産、売上高、持分に見合う当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称 持分法適用関連会社： 2社 (株)ライトワークス、(株)ウィズ・パートナーズ</p> <p>(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社又は関連会社の名称等 非連結子会社 東京グリーンシステムズ(株)、希世軟件系統(上海)有限公司、希世軟件系統(大連)有限公司他</p>

項 目	当連結会計年度
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(持分法を適用していない理由) 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が低いため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これによる連結計算書類に与える影響はありません。</p> <p>連結子会社のうち、投資事業組合2社の決算日は12月31日であります。他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。連結決算日と連結子会社の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 非連結子会社株式及び持分法非適用関連会社株式については、移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法</p> <p>② たな卸資産 主として、個別法又は移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)</p>

項 目	当連結会計年度
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。 また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能額までの償却が終了しているものについては、残存価額を5年間で均等に償却する方法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 2年～50年</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 但し、ソフトウェアについては、自社利用目的のソフトウェアは社内における利用可能期間に基づく定額法、販売目的のソフトウェアは主として見込販売収益に基づく償却額と見積効用年数に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい金額を計上しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

項 目	当連結会計年度
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員及び執行役員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>④ 開発等損失引当金 システム開発、システム運営管理等の事業に係る不採算案件及び瑕疵対応案件について発生が見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>⑤ 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末において年金資産見込額が退職給付債務見込額から会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務については、当社及び一部の連結子会社は、発生年度に一括費用処理しておりますが、その他の連結子会社は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生時から費用処理しております。</p>

項 目	当連結会計年度
	<p>⑥ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社は、役員への退職慰労金支給に備えるため、内規による必要額を計上しております。</p> <p>(4) のれんの償却方法及び償却期間 のれんは、原則として5年均等償却をしております。但し、金額の僅少なものについては発生年度に一時に償却しております。</p> <p>(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項</p> <p>① 繰延資産の処理方法 株式交付費は支出時に全額費用処理しております。</p> <p>② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>③ プリペイドカード事業における第三者型カード発行の会計処理 第三者型カード発行の会計処理は、発行したカードの券面金額をカード預り金に計上し、使用に応じて使用金額をカード預り金から取崩しております。 また、法人税法の「発行年度ごとに区分管理する方法」に準拠し、過去の使用実績率に基づき算出した、使用されないと見込まれる金額をカード預り金から取崩し、営業外収益のカード退蔵益に計上しております。</p>

項 目	当連結会計年度
	<p>④ 請負契約に係る完成工事高及び完成工事原価の計上基準 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準を適用し、その他の請負契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。</p> <p>⑤ 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。</p> <p>⑥ 連結納税制度 連結納税制度を適用しております。</p>

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記)
(会計方針の変更)

項 目	当連結会計年度
1 資産除去債務に関する会計基準等	当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ34百万円減少し、税金等調整前当期純損失は258百万円増加しております。
2 企業結合に関する会計基準等	当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

(表示方法の変更)

当連結会計年度
(連結損益計算書) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。

(追加情報)

当連結会計年度
当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)に基づき「会社計算規則の一部を改正する省令」(平成22年9月30日法務省令第33号)を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

項 目	当連結会計年度								
<p>1 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>(1) 以下の資産は短期借入金10,000百万円、流動負債その他(未払金)1,220百万円、長期借入金19,860百万円の担保に供しております。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,300百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産(建物及び構築物)</td> <td style="text-align: right;">9,120百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産(土地)</td> <td style="text-align: right;">6,653百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">17,074百万円</td> </tr> </table> <p>また、当社が保有する子会社株式のうち担保に供されているものが20,472百万円(個別財務諸表上の帳簿価額)あります。なお、このうち連結子会社株式20,277百万円は連結上相殺消去されております。</p> <p>資本増強の一環として取引銀行4行との「シンジケートローン契約書」を締結し、当連結会計年度末残高29,860百万円のうち10,000百万円については1年内返済予定長期借入金として上記担保債務の短期借入金に含まれており、残りの19,860百万円については長期借入金として上記担保債務に含まれております。</p> <p>なお、当該シンジケートローン契約書における借り換え債務に供している担保資産は、子会社株式、土地、建物及び構築物であります。</p> <p>(2) 資金決済に関する法律第14条第1項に基づく発行保証金として、有価証券6,076百万円、投資有価証券26,820百万円を供託しております。</p> <p style="text-align: right;">19,089百万円</p>	現金及び預金	1,300百万円	有形固定資産(建物及び構築物)	9,120百万円	有形固定資産(土地)	6,653百万円	合計	17,074百万円
現金及び預金	1,300百万円								
有形固定資産(建物及び構築物)	9,120百万円								
有形固定資産(土地)	6,653百万円								
合計	17,074百万円								

(連結損益計算書に関する注記)

項 目	当連結会計年度														
1 減損損失	<p>減損損失の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>(1) 減損損失を計上した主な資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所（発生会社）</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京都中央区等 （株CSK）</td> <td style="text-align: center;">事業用資産</td> <td style="text-align: center;">建物付属設備 工具、器具及び備品 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東京都新宿区 （株CSK）</td> <td style="text-align: center;">事業用資産</td> <td style="text-align: center;">建物 建物付属設備 土地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">— （株CSKプレッシェンド）</td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">のれん</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法 遊休資産及び売却予定資産においては個別物件単位で、事業用資産においては管理会計上の区分としております。</p> <p>(3) 減損損失の計上に至った経緯及び算定方法 主に収益性が著しく低下した事業用資産においては、不採算事業における回収可能性の将来キャッシュ・フローを考慮した回収可能価額と帳簿価額の差額、また売却対象資産への用途変更した事業用資産においては、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として計上しております。当連結会計年度においては減損損失として3,001百万円計上しており、その主な内訳は、ソフトウェア1,029百万円、土地770百万円、建物533百万円、工具、器具及び備品172百万円、のれん171百万円、ソフトウェア仮勘定160百万円、建物付属設備143百万円であります。</p> <p>また上記資産のうち、のれんにつきましては、子会社であります株CSKプレッシェンドへの投資に係るのれんの減損損失であります。</p> <p>株CSKプレッシェンドにおいては、株式取得時に想定していた収益が見込めなくなったことから、のれんの全額171百万円を減損損失として計上しております。</p>			場所（発生会社）	用途	種類	東京都中央区等 （株CSK）	事業用資産	建物付属設備 工具、器具及び備品 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	東京都新宿区 （株CSK）	事業用資産	建物 建物付属設備 土地	— （株CSKプレッシェンド）	その他	のれん
場所（発生会社）	用途	種類													
東京都中央区等 （株CSK）	事業用資産	建物付属設備 工具、器具及び備品 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定													
東京都新宿区 （株CSK）	事業用資産	建物 建物付属設備 土地													
— （株CSKプレッシェンド）	その他	のれん													

項 目	当連結会計年度
2 証券事業撤退損失	<p>なお、回収可能価額は、使用価値により測定している場合においては、将来キャッシュ・フローを2.7%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額により測定している場合においては、不動産鑑定評価により算定しております。</p> <p>証券事業撤退損失は、連結子会社であったコスモ証券株の株式譲渡に伴う損失であります。</p>

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式(注)	125,747,714	24,000,000	—	149,747,714
A種優先株式	15,000	—	—	15,000
B種優先株式	15,000	—	—	15,000
E種優先株式	5,000	—	—	5,000
F種優先株式	5,000	—	—	5,000
合計	125,787,714	24,000,000	—	149,787,714

(注) 普通株式の増加24,000,000株は、平成23年3月15日付で合同会社ACAインベストメンツにより第6回新株予約権の全てについて行使がなされたことによるものであります。

2 自己株式に関する事項

当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 16,015株

3 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式 43,844,000株

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、一時的な余資の資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(CMS)により当社でグループ各社の資金を一括管理し、グループ各社の資金繰りに応じて資金供給を行う体制となっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期貸付金は、主に責任財産限定債権、すなわち返済原資となる財産の範囲に限定を加えた債権であり、債務者の信用力ではなく、責任財産から生じるキャッシュ・フロー(収益や処分代金)をその返済原資として債務の履行を担保するものであるため、責任財産から生じるキャッシュ・フローの変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び債券であり、株式は業務上関係を有する企業の株式であり、債券は満期保有目的の国債で資金決済に関する法律第14条第1項に基づく発行保証金であります。市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は流動性リスクに晒されておりますが、1年以内の支払期日であります。

短期借入金(1年内返済予定の長期借入金)及び長期借入金は、取引銀行4行によるシンジケートローンであります。最終返済期日は3年後であり、流動性リスクに晒されております。変動金利であるため、金利変動リスクに晒されております。

カード預り金は、一部の子会社で行っているプリペイドカード事業に係るものであり、無利子の金融債務であるため金利変動リスクはありませんが、流動性リスクに晒されております。

1年内償還予定の新株予約権付社債及び新株予約権付社債は、主に設備投資等に係る資金調達を目的として当社が発行したもので、償還日はそれぞれ平成23年9月及び平成25年9月であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信制度による取引先ごとの信用状況のモニタリング、期日管理、残高管理を実施するなどリスク低減に努めております。

短期貸付金に含まれる責任財産限定債権は、責任財産から生じるキャッシュ・フローの変動リスクに晒されておりますが、当該キャッシュ・フローの変動を定期的に分析・管理するとともに、責任財産の処分見込額を貸倒引当金として計上するなどリスク低減に努めております。

有価証券及び投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価等を把握しリスク低減に努めております。

営業債務、借入金、カード預り金及び新株予約権付社債は流動性リスクに晒されておりますが、CMSにより当社でグループ各社の資金を一括管理するとともに、グループ各社から月次で資金繰り報告を受け、グループ全体の資金繰り動向を把握・管理する体制になっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	49,972	49,972	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(注)	23,034 △12		
	23,022	23,022	—
(3) 短期貸付金 貸倒引当金(注)	17,351 △10,715		
	6,635	6,635	—
(4) 有価証券	8,995	9,012	16
(5) 投資有価証券	34,843	35,133	290
資産計	123,469	123,776	306
(6) 買掛金	5,366	5,366	—
(7) 1年内償還予定の新株予約権付社債	21,792	21,533	△258
(8) 短期借入金(1年内返済予定の長期借入金)	10,063	10,063	—
(9) 未払法人税等	841	841	—
(10) カード預り金	57,854	57,854	—
(11) 新株予約権付社債	35,000	31,500	△3,500
(12) 長期借入金	19,860	19,860	—
負債計	150,777	147,018	△3,758
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 受取手形及び売掛金、並びに短期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(6) 買掛金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 1年内償還予定の新株予約権付社債、(11) 新株予約権付社債

時価については、取引所の価格によっております。

(8) 短期借入金(1年内返済予定の長期借入金)、(12) 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状況は借入の実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(10) カード預り金

加盟店からのカード利用実績通知に応じて利用額を支払う義務であるカード預り金は、短期で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当社及び連結子会社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
その他の有価証券	
非上場株式	2,254
非上場債券	115
投資事業組合に対する出資持分	2,102
匿名組合への出資	459
子会社及び関連会社株式	1,330

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	49,972	—	—	—
受取手形及び売掛金	23,034	—	—	—
短期貸付金	17,351	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	8,892	3,316	16,846	7,269
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	—	—	—	—
社債	—	215	—	—
合計	99,251	3,531	16,846	7,269

その他有価証券のうち償還予定額が時価によって変動する100百万円は含めておりません。

(注4) 長期借入金、新株予約権付社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
1年内償還予定の新株予約権付社債	21,792	—	—	—
短期借入金(1年内返済予定の長期借入金)	10,063	—	—	—
新株予約権付社債	—	35,000	—	—
長期借入金	—	19,860	—	—
合計	31,855	54,860	—	—

(賃貸等不動産の時価等に関する注記)

記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報に関する注記)

項 目	当連結会計年度
1株当たり純資産額	△234円13銭
1株当たり当期純損失	61円26銭

(企業結合等に関する注記)

(共通支配下の取引等)

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社CSK-ITマネジメント(当社の連結子会社)

ITマネジメント事業

株式会社CSKシステムズ(当社の連結子会社)

システム開発事業

② 企業結合日

平成22年10月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、(株)CSK-ITマネジメント及び(株)CSKシステムズの2社を吸収合併消滅会社とする吸収合併であります。

④ 結合後企業の名称

株式会社CSK

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

当社グループが手掛ける3つの事業(「BPO事業」、「ITマネジメント事業」、「システム開発事業」)のより一層の連携が必要であるという認識のもと、お客様に必要とされる最適なサービス提供を実現するグループ体制に移行するものであり、当社グループの持続的な成長・発展を実現することを目的としております。

当社は、(株)CSK-ITマネジメント及び(株)CSKシステムズの発行済株式の全部を保有していることから、本合併に際して、(株)CSK-ITマネジメント及び(株)CSKシステムズの株主である当社に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付は行いません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(新株予約権の行使による新株式の発行について)

住商情報システム(株)が住友商事(株)と共同して、平成23年3月10日から平成23年4月11日までを買付け等の期間として実施した、当社の株式等に対する公開買付けが成立したことにより、住友商事(株)は当社の第7回新株予約権(平成21年9月30日発行)を合同会社ACAインベストメントより取得し、平成23年4月22日付で当該新株予約権の全てを以下のとおり行使しております。

(1) 新株予約権の名称	第7回新株予約権
(2) 新株予約権の個数	240,000個
(3) 発行価額	1個につき1,232円
(4) 発行価額の総額	295,680,000円
(5) 権利行使価額	1株当たり125円
(6) 発行株式数	普通株式24,000,000株
(7) 行使価額総額	3,000,000,000円
(8) 増加した資本金額	1,647,840,000円
(9) 増加した資本準備金額	1,647,840,000円
(10) その他重要な事項等	該当事項はありません。

(追加情報)

(住商情報システム㈱との合併に関する事項)

当社と住商情報システム㈱は、平成23年2月24日開催の両社の取締役会において、住商情報システム㈱を存続会社、当社を消滅会社とし、その合併対価として当社の株主に対して住商情報システム㈱の株式を交付する吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、本合併に係る合併契約(以下「本合併契約」といいます。)及び両社の経営統合に関する統合契約を締結いたしました。

なお、本合併は、住商情報システム㈱が住友商事㈱と共同して、平成23年3月10日から平成23年4月11日までを買付け等の期間として実施した、当社の株式等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立することを条件としておりましたが、その後、本公開買付けは平成23年3月10日から平成23年4月11日までの買付期間終了後成立しております。

また、「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、平成23年4月22日付で第7回新株予約権の全てについて住友商事㈱より行使がなされました。

その結果、平成23年4月22日付で、住友商事㈱の当社に対する議決権保有割合は54.14%(平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出)になったことにより、同社は当社の親会社に該当することとなりました。

(1) 合併する相手会社の名称

住商情報システム株式会社

(2) 合併の概要

① 合併の方法

住商情報システム㈱を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併

② 合併後の会社の名称

S C S K株式会社

③ 合併の時期(効力発生日)

平成23年10月1日(予定)

④ 合併比率

住商情報システム㈱ (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
普通株式 1	普通株式 0.24
A種優先株式 1	A種優先株式 1
B種優先株式 1	B種優先株式 1
普通株式 1	E種優先株式 2,400

(3) 相手会社の主な事業の内容、規模

名称	住商情報システム株式会社	
所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号	
代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 中井戸 信英	
事業内容	情報システムの構築・運用サービスの提供及びパッケージソフトウェア・ハードウェアの販売	
設立年月日	昭和44年10月25日	
規模 (平成23年3月31日現在)	連結売上高	132,840百万円
	連結当期純利益	3,803百万円
	連結総資産	121,284百万円
	連結総負債	26,715百万円
	連結純資産	94,568百万円
	従業員数(連結)	3,517名
大株主及び持株比率 (平成23年3月31日現在)	住友商事株式会社	60.27%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.63%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.38%
	住商情報システム従業員持株会	2.03%
	株式会社アルゴグラフィックス	2.02%
	BNYML-NON TREATY ACCOUNT	1.49%
	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C BRITISH CLIENTS	1.26%
	NIPPONVEST	1.03%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1.00%
	資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	0.95%
	※持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。	

<p>当社と相手会社の関係 (平成23年3月31日現在)</p>	<p>資本関係 住商情報システム㈱と当社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、住商情報システム㈱の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。但し、本公開買付けは買付期間終了後成立し、住商情報システム㈱は当社のF種優先株式5,000株(普通株式転換請求権の行使による普通株式数換算で、普通株式50,000,000株)を取得し、住商情報システム㈱の親会社である住友商事㈱は当社の普通株式69,511,667株及び第7回新株予約権240,000個(普通株式数換算で、普通株式24,000,000株)をそれぞれ取得しております。その後、住友商事㈱は本公開買付けで取得した第7回新株予約権の全てを平成23年4月22日付で行使したことにより、当社に対する議決権保有割合は54.14%(平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出)となり、同社は当社の親会社に該当することとなりました。</p> <p>人的関係 当社の取締役である山崎弘之氏は住商情報システム㈱の従業員です。この他、住商情報システム㈱の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</p> <p>取引関係 住商情報システム㈱と当社との間には、年間数億円程度の取引はございますが重要な取引はありません。また、住商情報システム㈱の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。</p>
--------------------------------------	---

(4) その他重要な特約等

本合併契約は、本公開買付けの不成立を解約条件としておりましたが、本公開買付けは成立しております。

本公開買付けの概要

買付け等とする株券等の種類	普通株式 F種優先株式 第7回新株予約権 新株予約権付社債 イ 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 ロ 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債
買付け等の期間	平成23年3月10日から平成23年4月11日まで
買付け等の価格	普通株式1株につき金203円 F種優先株式1株につき金2,030,000円 第7回新株予約権1個につき金7,800円 新株予約権付社債 イ 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債1個(額面100万円)につき金69,107円 ロ 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債1個(額面100万円)につき金72,068円
買付予定数の下限	143,457,300株
買付け等を行った株券等の数	143,511,667株

(連結子会社の株式の譲渡について)

当社は、当連結会計年度において、当社の完全子会社であったコスモ証券(株)の全株式を、岩井証券(株)(現社名：岩井コスモホールディングス(株))に譲渡いたしました。

1. 譲渡先企業の名称、譲渡した株式の内容、株式譲渡を行った主な理由、株式譲渡日、株式譲渡価額及び法的形式を含む取引の概要

(1) 譲渡先企業の名称

岩井証券株式会社(現社名：岩井コスモホールディングス株式会社)

(2) 譲渡した株式の内容

子会社株式(コスモ証券株式会社)40,000,000株

(3) 株式譲渡を行った主な理由

当社グループは、グループ再生に向けた事業基盤の再構築を目的に、前連結会計年度より不動産証券化事業からの完全撤退、資本増強などによる財務基盤の強化、経営体制の刷新、情報サービス事業への経営資源の集中など、事業構造及びコスト構造の改革に取り組んでおります。

情報サービス事業へ経営資源を集中するにあたり、今後当社グループが目指す事業の方向性を検討した結果、証券事業を展開するコスモ証券(株)については、事業上の相乗効果の発揮の見込みが薄いこと、加えて関西地区で強固な事業基盤を持つ岩井証券(株)との連携は、コスモ証券(株)の事業拡大にとって有益であると判断いたしました。

(4) 株式譲渡日

平成22年4月16日

(5) 株式譲渡価額

17,000百万円

(6) 法的形式を含む取引の概要

株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 会計処理の概要

譲渡した株式の対価として受け取った現金とコスモ証券(株)の純資産の連結上の簿価との差額を譲渡損益として認識いたしました。

(2) 譲渡損益の金額

譲渡損失 8,904百万円

(3) 移転した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資産 93,901百万円

負債 69,401百万円

3. 譲渡した子会社が含まれていた報告セグメントの名称

証券事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の概算額

期首に連結の範囲から除外しているため、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている損益はありません。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	68,414	流 動 負 債	58,568
現金及び預金	39,106	買掛金	3,985
受取手形	40	1年内償還予定の新株予約権付社債	21,792
短期貸付	14,766	借入金	10,000
掛手形	192	リース債	458
掛渡品	966	未払金	2,028
払戻金	1,342	未払法人税等	1,563
短期貸付	986	前払費用	192
関係会社短期貸付	17,271	前払法人税	1,330
未収延税	1,499	前受り	14,549
繰上り引当	964	前受り	4
倒引当	894	賞与引当	2,233
	1,236	賞与引当	54
	△10,851	未払消費税	375
固 定 資 産	69,189	固 定 負 債	73,063
有形固定資産	22,280	新株予約権付社債	35,000
建物	11,452	長期借入金	19,860
構築物	269	リース債	1,182
車両運搬具	1	資産除去債	277
工具、器具及び備品	1,464	長期預り金	15,500
土地	7,586	長期預り保証金	1,243
建物仮勘	1,472	負 債 合 計	131,632
無形固定資産	34		
商標	1,545	(純資産の部)	
ソフトウエア	2	株主資本	5,637
その他の資産	1,264	資本剰余金	97,811
投資その他の資産	40	資本剰余金	53,457
投資有価証券	238	利益剰余金	△145,619
投資有価証券	45,363	利益剰余金	62
関係会社株	5,906	その他の利益剰余金	△145,681
関係会社株	25,868	繰上り利益剰余金	61,821
関係会社株	3,515	繰上り利益剰余金	△207,503
長期貸付	14	自己株式	△11
従業員に対する長期貸付	175	評価・換算差額等	38
関係会社長期貸付	21,708	その他の有価証券評価差額金	38
破産更生債権	201	新株予約権	295
長期前払費用	166		
前払金	1,464	純 資 産 合 計	5,971
敷金及び保証金	3,362		
繰上り延税の引当	1,833	負 債 純 資 産 合 計	137,604
繰上り延税の引当	347		
	△19,199		
資 産 合 計	137,604		

損 益 計 算 書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	45,169
売 上 原 価	34,467
売 上 総 利 益	10,701
販売費及び一般管理費	7,151
営 業 収 入	6,167
営 業 費 用	3,372
営 業 利 益	6,345
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	581
施 設 利 用 料	164
そ の 他	509
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,128
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,496
そ の 他	511
経 常 利 益	3,464
特 別 利 益	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	6,466
そ の 他	255
特 別 損 失	
減 損 損 失	2,790
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,878
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,999
関 係 会 社 株 式 譲 渡 損 失	9,204
そ の 他	1,460
税 引 前 当 期 純 損 失	7,145
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△609
法 人 税 等 調 整 額	301
当 期 純 損 失	6,837

株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
平成22年3月31日残高	96,225	51,871	62	61,821	△200,665
事業年度中の変動額					
新株の発行（注）	1,585	1,585	—	—	—
当期純損失（△）	—	—	—	—	△6,837
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	1,585	1,585	—	—	△6,837
平成23年3月31日残高	97,811	53,457	62	61,821	△207,503

	株 主 資 本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
平成22年3月31日残高	△9	9,305	191	467	9,963
事業年度中の変動額					
新株の発行（注）	—	3,171	—	—	3,171
当期純損失（△）	—	△6,837	—	—	△6,837
自己株式の取得	△1	△1	—	—	△1
自己株式の処分	0	0	—	—	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	△153	△171	△324
事業年度中の変動額合計	△1	△3,667	△153	△171	△3,991
平成23年3月31日残高	△11	5,637	38	295	5,971

（注）平成23年3月15日付で、第6回新株予約権の全てについて合同会社ACAインベストメントより行使がなされたことによる普通株式の発行であります。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	当 事 業 年 度
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>その他の関係会社有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>なお、投資事業組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産(商品・仕掛品) 個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)</p>

項 目	当 事 業 年 度
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。 また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能額までの償却が終了しているものについては、残存価額を5年間で均等に償却する方法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～50年 工具、器具及び備品 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。 その他 定額法</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
3 繰延資産の処理方法	株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

項 目	当 事 業 年 度
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員及び執行役員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(4) 開発等損失引当金 システム開発、システム運営管理等の事業に係る不採算案件及び瑕疵対応案件について発生が見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額から会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(12年)による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務については、発生年度において一括費用処理しております。</p>

項 目	当 事 業 年 度
5 収益及び費用の計上基準	請負契約に係る完成工事高及び完成工事原価の計上基準 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準を適用し、その他の請負契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。
6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度 連結納税制度を適用しております。

(重要な会計方針に係る事項の変更に関する注記)

項 目	当 事 業 年 度
1 資産除去債務に関する会計基準等	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ20百万円減少し、税引前当期純損失は136百万円増加しております。
2 企業結合に関する会計基準等	当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	当 事 業 年 度
1 担保に供している資産及び担保に係る債務	以下の資産は短期借入金10,000百万円、長期借入金19,860百万円の担保に供しております。 建物 9,120百万円 土地 6,653百万円 関係会社株式 20,472百万円
2 有形固定資産の減価償却累計額	16,224百万円
3 関係会社に対する金銭債権・債務	区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社との金銭債権・債務は次のとおりであります。 短期金銭債権 1,259百万円 短期金銭債務 15,897百万円 長期金銭債務 16,713百万円
4 預り金及び長期預り金の主要項目	C S Kグループ・キャッシュマネジメントシステム(以下「CMS」)による預託資金 29,862百万円
5 貸出コミットメント	(1) 貸手側 当社は、グループ会社とCMS運営基本契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。 これら契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。 CMSによる貸付限度額の総額 1,500百万円 貸付実行残高 600百万円 差引貸付未実行残高 900百万円 対象会社数 16社 なお、上記CMS運営基本契約において、資金用途が限定されているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(損益計算書に関する注記)

項 目	当 事 業 年 度												
1 売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業収入、営業費用	<p>当社は平成22年10月1日付で、(株)CSK-ITマネジメント及び(株)CSKシステムズを吸収合併し、純粋持株会社から事業持株会社に移行しております。</p> <p>「営業収入」、「営業費用」は、それぞれ合併前の純粋持株会社の収益及び費用を示し、「売上高」、「売上原価」並びに「販売費及び一般管理費」は、それぞれ合併後の事業持株会社の売上高及び営業費用を示しております。</p> <p>なお、「営業収入」は、主に関係会社からの配当金収入及びグループ運営収入であります。</p>												
2 関係会社との取引	<table border="0"> <tr> <td>売上高</td> <td>1,001百万円</td> </tr> <tr> <td>営業収入</td> <td>6,092百万円</td> </tr> <tr> <td>仕入高</td> <td>4,487百万円</td> </tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td> <td>552百万円</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>489百万円</td> </tr> <tr> <td>営業取引以外の取引高</td> <td>7,702百万円</td> </tr> </table>	売上高	1,001百万円	営業収入	6,092百万円	仕入高	4,487百万円	販売費及び一般管理費	552百万円	営業費用	489百万円	営業取引以外の取引高	7,702百万円
売上高	1,001百万円												
営業収入	6,092百万円												
仕入高	4,487百万円												
販売費及び一般管理費	552百万円												
営業費用	489百万円												
営業取引以外の取引高	7,702百万円												
3 抱合せ株式消滅差益の内訳	<p>抱合せ株式消滅差益の内訳は、(株)CSK-ITマネジメントの吸収合併に伴う差益545百万円及び(株)CSKシステムズの吸収合併に伴う差益5,921百万円であります。</p>												

項 目	当 事 業 年 度									
4 減損損失	<p>減損損失の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>(1) 減損損失を計上した主な資産</p> <table border="1" data-bbox="618 232 1277 473"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都中央区等</td> <td>事業用資産</td> <td>建物付属設備 工具、器具及び備品 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定</td> </tr> <tr> <td>東京都新宿区</td> <td>事業用資産</td> <td>建物 建物付属設備 土地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法 遊休資産及び売却予定資産においては個別物件単位で、事業用資産においては管理会計上の区分としております。</p> <p>(3) 減損損失の計上に至った経緯及び算定方法 主に収益性が著しく低下した事業用資産においては、不採算事業における回収可能性の将来キャッシュ・フローを考慮した回収可能価額と帳簿価額の差額、また売却対象資産への用途変更した事業用資産においては、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として計上しております。</p> <p>当事業年度においては減損損失として2,790百万円計上しており、その主な内訳は、ソフトウェア998百万円、土地770百万円、建物533百万円、工具、器具及び備品166百万円、ソフトウェア仮勘定160百万円、建物付属設備143百万円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は、使用価値により測定している場合においては、将来キャッシュ・フローを2.7%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額により測定している場合においては、不動産鑑定評価により算定しております。</p>	場所	用途	種類	東京都中央区等	事業用資産	建物付属設備 工具、器具及び備品 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	東京都新宿区	事業用資産	建物 建物付属設備 土地
場所	用途	種類								
東京都中央区等	事業用資産	建物付属設備 工具、器具及び備品 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定								
東京都新宿区	事業用資産	建物 建物付属設備 土地								
5 関係会社株式譲渡損失の内訳	<p>関係会社株式譲渡損失の内訳は、コスモ証券(株)の株式譲渡に伴う損失7,908百万円及びプラザアセットマネジメント(株)の株式譲渡に伴う損失1,296百万円であります。</p>									

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数： 普通株式 16,015株

(税効果会計に関する注記)

当 事 業 年 度
繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

当 事 業 年 度
貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具、器具及び備品、ソフトウェアの一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	事業内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	合同会社ACAインベストメンツ	東京都千代田区	当社の株式及び新株予約権の保有及び処分、投資事業	被所有直接46.71%	当社への出資	新株予約権の行使	3,000		
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	ゲン・キャピタル(株)	東京都港区	不動産投資事業	なし	事業資金の貸付	資金の貸付 当期減少額 受取利息	4,365 40	短期貸付金 未収収益	17,245 0

- (注) 1 当社は、平成23年3月15日付の合同会社ACAインベストメンツによる第6回新株予約権行使に伴い、1株当たり125円にて普通株式の発行を行っております。
- 2 ゲン・キャピタル(株)への貸付利息につきましては、市場金利を勘案し適切な利率を適用しております。なお、ゲン・キャピタル(株)への貸付金に対して、10,715百万円の貸倒引当金を計上しております。

2 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱CSKサービスウェア	東京都港区	2,063	BPO事業	所有 直接100%	資金管理の受託 役員の兼任	資金の預り 当期増加額 支払利息	298 20	預り金 未払費用	4,964 1
子会社	㈱CSK-ITマネジメント	東京都港区	3,000	ITマネジメント事業	所有 直接100%	当社への合併	当社への合併 受入資産 受入負債 抱合せ株式 消滅差益	5,094 4,549 545		
子会社	㈱CSKシステムズ	東京都港区	10,000	システム開発事業	所有 直接100%	当社への合併	当社への合併 受入資産 受入負債 抱合せ株式 消滅差益	14,090 8,168 5,921		
子会社	㈱JIEC	東京都新宿区	674	システム開発事業	所有 直接69.51%	資金管理の受託 役員の兼任	資金の預り 当期減少額 支払利息	125 13	預り金 未払費用	2,796 1
子会社	㈱クオカード	東京都中央区	1,810	プリペイドカード事業	所有 直接100%	資金管理の受託 役員の兼任	資金の預り 当期増加額 支払利息	45 195	預り金 長期預り金 未払費用	4,488 15,500 120
子会社	㈱CSK-IS	東京都港区	100	その他の事業	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 当期減少額 受取利息	300 232	関係会社 長期貸付金	11,247
子会社	CSKプリンシパルズ㈱	東京都港区	100	その他の事業	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 当期増減額 受取利息	— 210	関係会社 長期貸付金	10,405

(注) 1 ㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズは、平成22年10月1日付で当社を存続会社とする吸収合併を行っております。

2 取引条件及び取引条件の方針等

- (1) 各社への貸付金及び資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保設定はありません。
- (2) 預り金及び長期預り金は、当社グループにおいて導入しているCMSにより、グループ各社の資金を効率的に管理しているものであります。
- (3) 各社への貸付金に係る貸倒引当金は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

会社等の名称	当事業年度末の 貸倒引当金残高	当事業年度に計上した 貸倒引当金繰入額等	当事業年度に 計上した貸倒損失等
㈱CSK-IS	9,073	1,496	—
CSKプリンシパルズ㈱	9,796	554	—

(1株当たり情報に関する注記)

項 目	当 事 業 年 度
1株当たり純資産額	△235円91銭
1株当たり当期純損失	53円90銭

(企業結合等に関する注記)

(共通支配下の取引等)

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社CSK－ITマネジメント(当社の連結子会社)

ITマネジメント事業

株式会社CSKシステムズ(当社の連結子会社)

システム開発事業

② 企業結合日

平成22年10月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、(株)CSK－ITマネジメント及び(株)CSKシステムズの2社を吸収合併消滅会社とする吸収合併であります。

④ 結合後企業の名称

株式会社CSK

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

当社グループが手掛ける3つの事業(「BPO事業」、「ITマネジメント事業」、「システム開発事業」)のより一層の連携が必要であるという認識のもと、お客様に必要とされる最適なサービス提供を実現するグループ体制に移行するものであり、当社グループの持続的な成長・発展を実現することを目的としております。

当社は、(株)CSK－ITマネジメント及び(株)CSKシステムズの発行済株式の全部を保有していることから、本合併に際して、(株)CSK－ITマネジメント及び(株)CSKシステムズの株主である当社に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付は行いません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(新株予約権の行使による新株式の発行について)

住商情報システム(株)が住友商事(株)と共同して、平成23年3月10日から平成23年4月11日までを買付け等の期間として実施した、当社の株式等に対する公開買付けが成立したことにより、住友商事(株)は当社の第7回新株予約権(平成21年9月30日発行)を合同会社ACAインベストメントより取得し、平成23年4月22日付で当該新株予約権の全てを以下のとおり行使しております。

(1) 新株予約権の名称	第7回新株予約権
(2) 新株予約権の個数	240,000個
(3) 発行価額	1個につき1,232円
(4) 発行価額の総額	295,680,000円
(5) 権利行使価額	1株当たり125円
(6) 発行株式数	普通株式24,000,000株
(7) 行使価額総額	3,000,000,000円
(8) 増加した資本金額	1,647,840,000円
(9) 増加した資本準備金額	1,647,840,000円
(10) その他重要な事項等	該当事項はありません。

(追加情報)

(住商情報システム㈱との合併に関する事項)

当社と住商情報システム㈱は、平成23年2月24日開催の両社の取締役会において、住商情報システム㈱を存続会社、当社を消滅会社とし、その合併対価として当社の株主に対して住商情報システム㈱の株式を交付する吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、本合併に係る合併契約(以下「本合併契約」といいます。)及び両社の経営統合に関する統合契約を締結いたしました。

なお、本合併は、住商情報システム㈱が住友商事㈱と共同して、平成23年3月10日から平成23年4月11日までを買付け等の期間として実施した、当社の株式等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立することを条件としておりましたが、その後、本公開買付けは平成23年3月10日から平成23年4月11日までの買付期間終了後成立しております。

また、「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、平成23年4月22日付で第7回新株予約権の全てについて住友商事㈱より行使がなされました。

その結果、平成23年4月22日付で、住友商事㈱の当社に対する議決権保有割合は54.14%(平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出)になったことにより、同社は当社の親会社に該当することとなりました。

(1) 合併する相手会社の名称

住商情報システム株式会社

(2) 合併の概要

①合併の方法

住商情報システム㈱を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併

②合併後の会社の名称

S C S K株式会社

③合併の時期(効力発生日)

平成23年10月1日(予定)

④合併比率

住商情報システム㈱ (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
普通株式 1	普通株式 0.24
A種優先株式 1	A種優先株式 1
B種優先株式 1	B種優先株式 1
普通株式 1	E種優先株式 2,400

(3) 相手会社の主な事業の内容、規模

名称	住商情報システム株式会社	
所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号	
代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 中井戸 信英	
事業内容	情報システムの構築・運用サービスの提供及びパッケージソフトウェア・ハードウェアの販売	
設立年月日	昭和44年10月25日	
規模 (平成23年3月31日現在)	連結売上高	132,840百万円
	連結当期純利益	3,803百万円
	連結総資産	121,284百万円
	連結総負債	26,715百万円
	連結純資産	94,568百万円
	従業員数(連結)	3,517名
大株主及び持株比率 (平成23年3月31日現在)	住友商事株式会社	60.27%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.63%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.38%
	住商情報システム従業員持株会	2.03%
	株式会社アルゴグラフィックス	2.02%
	BNYML-NON TREATY ACCOUNT	1.49%
	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C BRITISH CLIENTS	1.26%
	NIPPONVEST	1.03%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1.00%
	資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	0.95%
	※持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。	

<p>当社と相手会社の関係 (平成23年3月31日現在)</p>	<p>資本関係 住商情報システム㈱と当社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、住商情報システム㈱の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。但し、本公開買付けは買付期間終了後成立し、住商情報システム㈱は当社のF種優先株式5,000株(普通株式転換請求権の行使による普通株式数換算で、普通株式50,000,000株)を取得し、住商情報システム㈱の親会社である住友商事㈱は当社の普通株式69,511,667株及び第7回新株予約権240,000個(普通株式数換算で、普通株式24,000,000株)をそれぞれ取得しております。その後、住友商事㈱は本公開買付けで取得した第7回新株予約権の全てを平成23年4月22日付で行使したことにより、当社に対する議決権保有割合は54.14%(平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出)となり、同社は当社の親会社に該当することとなりました。</p> <p>人的関係 当社の取締役である山崎弘之氏は住商情報システム㈱の従業員です。この他、住商情報システム㈱の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</p> <p>取引関係 住商情報システム㈱と当社との間には、年間数億円程度の取引はございますが重要な取引はありません。また、住商情報システム㈱の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。</p>
--------------------------------------	---

(4) その他重要な特約等

本合併契約は、本公開買付けの不成立を解約条件としておりましたが、本公開買付けは成立しております。

本公開買付けの概要

買付け等とする株券等の種類	普通株式 F種優先株式 第7回新株予約権 新株予約権付社債 イ 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 ロ 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債
買付け等の期間	平成23年3月10日から平成23年4月11日まで
買付け等の価格	普通株式1株につき金203円 F種優先株式1株につき金2,030,000円 第7回新株予約権1個につき金7,800円 新株予約権付社債 イ 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債1個(額面100万円)につき金69,107円 ロ 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債1個(額面100万円)につき金72,068円
買付予定数の下限	143,457,300株
買付け等を行った株券等の数	143,511,667株

(関係会社の株式の譲渡について)

当社は、当事業年度において、当社の完全子会社であったコスモ証券(株)の全株式を、岩井証券(株)(現社名：岩井コスモホールディングス(株))に譲渡いたしました。

1. 譲渡先企業の名称、譲渡した株式の内容、株式譲渡を行った主な理由、株式譲渡日、株式譲渡価額及び法的形式を含む取引の概要

(1) 譲渡先企業の名称

岩井証券株式会社(現社名：岩井コスモホールディングス株式会社)

(2) 譲渡した株式の内容

子会社株式(コスモ証券株式会社)40,000,000株

(3) 株式譲渡を行った主な理由

当社グループは、グループ再生に向けた事業基盤の再構築を目的に、前事業年度より不動産証券化事業からの完全撤退、資本増強などによる財務基盤の強化、経営体制の刷新、情報サービス事業への経営資源の集中など、事業構造及びコスト構造の改革に取り組んでおります。

情報サービス事業へ経営資源を集中するにあたり、今後当社グループが目指す事業の方向性を検討した結果、証券事業を展開するコスモ証券(株)については、事業上の相乗効果の発揮の見込みが薄いこと、加えて関西地区で強固な事業基盤を持つ岩井証券(株)との連携は、コスモ証券(株)の事業拡大にとって有益であると判断いたしました。

(4) 株式譲渡日

平成22年4月16日

(5) 株式譲渡価額

17,000百万円

(6) 法的形式を含む取引の概要

株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 会計処理の概要

譲渡した株式の対価として受け取った現金と当該株式の帳簿価額との差額を譲渡損益として認識いたしました。

(2) 譲渡損益の金額

譲渡損失 7,908百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月17日

株式会社C S K

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 谷 伸太郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 出 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 田 裕 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C S Kの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C S K及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、会社は平成23年2月24日開催の取締役会において、住商情報システム株式会社を存続会社、会社を消滅会社として平成23年10月1日に合併することを決議し、同日付で合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年 5 月17日

株式会社C S K

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 谷 伸太郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 出 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 田 裕 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C S Kの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、会社は平成23年2月24日開催の取締役会において、住商情報システム株式会社を存続会社、会社を消滅会社として平成23年10月1日に合併することを決議し、同日付で合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門等その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、事業状況の説明を定期的に受け、必要に応じて子会社に対し業務及び財産の状況に関する調査を行いました。この間、子会社監査役との連絡会を定期的に開催し、意思疎通及び情報の交換を行いました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年 5月18日

株式会社CSK 監査役会

常勤監査役	播 磨 昭 彦	ⓐ
常勤監査役	海 前 忠 司	ⓑ
社外監査役	石 川 岩 雄	ⓒ
社外監査役	下二井 政 信	ⓓ

以 上

【第43回定時株主総会】 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 当社と住商情報システム株式会社との合併契約承認の件

1. 合併を行う理由

当社は、昭和43年に設立された独立系大手の情報サービス事業者で、昭和57年に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第2部に上場し、昭和60年には同第1部に指定されました。近年は本業である情報サービス事業に加え、証券事業や不動産事業にも進出し、多角化を進めていましたが、平成21年3月期決算において不動産証券化ビジネス等の金融サービス事業の不振で多額の損失を計上いたしました。平成21年7月にアント・コーポレートアドバイザー株式会社（現ACA株式会社）との間で結んだ基本合意に基づき、資本増強を実施の上、証券事業や不動産事業からの撤退、情報サービス事業への回帰を軸とした経営再建に取り組み、現在は純粋持株会社であった株式会社CSKホールディングスにコア事業を吸収合併し、事業持株会社である株式会社CSKとして事業・収益基盤の拡充を図っております。

住商情報システム株式会社（以下「SCS」といいます。）は、住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）の子会社として昭和44年に設立された情報サービス事業者で、平成元年に東京証券取引所市場第2部に上場し、平成3年には同第1部に指定されました。平成17年8月には同じく住友商事の子会社であった住商エレクトロニクス株式会社と合併し、事業領域の拡充を図っております。また、当社とは、平成21年9月に業務・資本提携に向けた基本合意書を締結しています。

今後の当社グループを取り巻く事業環境を展望しますと、平成23年3月に起こった震災の影響も含め日本経済の先行きは不透明な状況となっており、ITサービス産業にとって重要な企業の設備投資動向についても当面は懸念が残る状況と考えられます。また、ITサービス産業は、現在、成長ステージから成熟化ステージへの移行期にあり、国内IT市場の成長には鈍化傾向が見られます。更に競争環境については、国内ITサービス専門の企業間の競合はもとより、ITハードベンダーのITサービス分野への進出、更にはインド・中国も含めたグローバルな企業との競合など競争環境が一段と激化しております。一方で、社会生活・企業活動のあらゆる場面でITの活用が進んでおります。各顧客企業におけるIT投資に対するニーズも、これまでのコスト削減のための

IT投資から、生産性の向上、そして競争優位性の確保を目的とした戦略的IT投資へと多様化し、また、企業活動のグローバル化の進展に伴って、ITシステムについてもグローバル体制の構築が強く求められる状況になっております。このように、IT需要が一層の広がりを見せる中、業界再編の動きも含めた産業の構造的変化ともいべき事態が進行している状況にあります。

両社は、平成21年9月の業務・資本提携に向けた基本合意書締結後、両社代表取締役を委員長とする業務提携委員会において、個々の事業面でのwin-winの効果を追求すべく協議を重ねてまいりましたが、これらの協議を通じ、お互いの人的・技術的リソースを結集し、顧客基盤の強化及びより顧客満足度の高い顧客サービスの拡充を図り、さらにはこれらのグローバル展開を推進することが、今後業界でのリーディングポジションを確立するために最善の選択肢であるとの考えに至りました。また、統合形態についても議論を重ねた結果、上記の目的を達成するためには合併という形態が最善であるという結論に至りました。そのため、両社は、平成23年2月24日開催の各社の取締役会による承認を得た上で、同年10月1日を効力発生日とし、SCSを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とし、その合併対価として当社の株主に対してSCSの株式を交付する吸収合併（以下「本合併」といい、合併対価として交付される株式を「本合併対価」といいます。）に係る合併契約を締結いたしました（当該合併契約は、当社及びSCS間で締結された平成23年5月19日付合併契約変更契約により、その一部が変更されましたが、その変更後の当該合併契約を、以下「本合併契約」といいます。）。両社は、本合併契約の締結に至ったそれぞれの判断が、震災の影響も含めた上記の事業環境の下においても同様に適切なものと考えております。

なお、SCS及び住友商事は、両社の企業価値向上の観点からは、本合併を実施する前提として、当社の大株主である合同会社ACAインベストメンツ（以下「ACA I」といいます。）の保有する株式等を合理的な価格で本合併前に取得する必要があると判断し、平成23年2月24日付でACA Iとの間で応募契約を締結の上、同年3月10日から同年4月11日までを公開買付期間として住友商事及びSCSが共同で当社株式等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。その結果、SCSは当社のF種優先株式5,000株（普通株式転換請求権の行使による普通株式数換算で、普通株式50,000,000株）を、住友商事は当社の普通株式69,511,667株及び当社の平成21年9月30日発行の第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）240,000個（普通株式数換算で、普通株式24,000,000株）をそれぞれ取得しました。

その後、住友商事は平成23年4月22日付で本公開買付けにより取得した第7回新株予約権について、その全てを行使したため、当社は普通株式24,000,000株を同社に交付しております。その結果、住友商事の当社に対する議決権保有割合は54.14%(平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出)となったことにより、同社は当社の親会社に該当することとなりました。詳細については、当社の平成23年3月期に係る連結注記表及び個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」及び「追加情報」の記載のほか、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.csk.com/>) に掲載しております平成23年4月22日付当社プレスリリース「親会社の異動に関するお知らせ」(以下「4月22日プレスリリース」といいます。)をご参照ください。

本合併により成立する合併新会社(本合併後の吸収合併存続会社であるSCS)は、当社及びSCSのそれぞれのサービスを統合することにより、システム開発、ITインフラ構築・マネジメント、BPO、ITハード・ソフト販売の全てのサービスを提供することが可能となります。さらに、住友商事をはじめとする顧客企業の世界各国におけるITシステム・ネットワークをサポートしてきたSCSの知見及びITサービス業界の独立系大手企業として培った当社の顧客基盤を組み合わせることにより、フルラインナップのグローバルITサービスカンパニーとして業界の明日を切り拓くリーディングカンパニーへの飛躍を目指してまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、何卒本合併の趣旨にご賛同いただき、本合併契約のご承認を賜りますようお願い申し上げます。

2. 合併契約の内容の概要

(注) 合併契約は平成23年2月24日付で締結されておりますが、以下の合併契約書は平成23年5月19日付合併契約変更契約による一部変更を反映した内容となっております。

合併契約書

住商情報システム株式会社（以下「SCS」という。）及び株式会社CSK（以下「CSK」という。）は、SCSとCSKとの合併に関し、平成23年2月24日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法及び当事会社の商号・住所）

1. SCS及びCSKは、本契約の定めに従い、SCSを吸収合併存続会社、CSKを吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をする。
2. 本合併における吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商号：住商情報システム株式会社
住所：東京都中央区晴海一丁目8番12号
 - (2) 吸収合併消滅会社
商号：株式会社CSK
住所：東京都港区南青山二丁目26番1号

第2条（本合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. SCSは、本合併に際して、本合併の効力が生ずる直前の時（以下「効力発生直前時」という。）におけるCSKの普通株式（以下「CSK普通株式」という。）の株主（SCS及びCSKを除く。）に対して、CSK普通株式に代わる金銭等として、その所有するCSK普通株式1株につき、SCSの普通株式（以下「SCS普通株式」という。）0.24株の割合をもって、SCS普通株式を割当交付する。
2. SCSは、本合併に際して、効力発生直前時におけるCSKの株主名簿に記載又は記録されたCSKのA種優先株式（以下「CSK A種優先株式」という。）の株主（SCS及びCSKを除く。）に対して、CSK A種優先株式に代わる金銭等として、その所有するCSK A種優先株式1株につき、SCSのA種優先株式（その発行要項は別紙1記載のとおりとし、以下「SCS A種優先株式」という。）1株の割合をもって、SCS A種優先株式を割当交付する。
3. SCSは、本合併に際して、効力発生直前時におけるCSKの株主名簿に記載又は記録されたCSKのB種優先株式（以下「CSK B種優先株式」という。）の株主（SCS及びCSKを除く。）に対して、CSK B種優先株式に代わる金銭等として、その所有するCSK B種優先株式1株につき、SCSのB種優先株式（その発行要項は別紙2記載のとおりとし、以下「SCS B種優先株式」という。）1株の割合をもって、SCS B種優先株式を割当交付する。
4. SCSは、本合併に際して、効力発生直前時におけるCSKの株主名簿に記載又は記録されたCSKのE種優先株式（以下「CSK E種優先株式」という。）の株主（SCS及びCSKを除く。）に対して、CSK E種優先株式に代わる金銭等として、その所有するCSK E種優先株式1株につき、SCS普通株式2,400株の割合をもって、SCS普通株式を割当交付する。
5. SCSは、本合併に際して、CSKのF種優先株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第3条（本合併に際して交付する新株予約権の数及びその割当てに関する事項）

1. SCSは、本合併に際して、効力発生直前時におけるCSKの株式会社CSK130%コールオプション条項付第7回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成18年7月27日発行）に付された新株予約権（以下「CSK割当対象新株予約権」という。）の新株予約権者（SCS及びCSKを除く。）（以下「CSK割当対象新株予約権者」という。）に対して、CSK割当対象新株予約権に代わる新株予約権として、その所有す

るCSK割当対象新株予約権1個につき、SCS新株予約権（別紙3記載のSCSの新株予約権付社債に付される別紙3記載のSCSの新株予約権をいう。以下同じ。）1個の割合をもって、SCS新株予約権を割当交付する。

2. SCSは、本合併に際して、CSKの株式会社CSK130%コールオプション条項付第7回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成18年7月27日発行）についての社債に係る債務のうち、効力発生直前時において未償還のもの全てを別紙3のとおり承継する。なお、CSKの2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成15年9月4日発行）は、効力発生直前時までに満期償還予定である。
3. SCSは、本合併に際して、CSKの第7回新株予約権（平成21年9月30日発行）に代わる新株予約権又は金銭の交付を行わない。なお、CSKの第6回新株予約権（平成21年9月30日発行）を行使することができる期間は、平成23年3月31日に終了する。

第4条（本合併に際して増加する資本金及び準備金の額）

本合併に際し、SCSの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、いずれも増加させない。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成23年10月1日とする。但し、本合併の手續の進行に応じ、必要がある場合には、SCS及びCSKが協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（合併承認総会）

1. SCSは、平成23年6月28日に開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。
2. CSKは、平成23年6月28日に開催予定の定時株主総会並びにCSKの普通株主による種類株主総会、A種優先株主による種類株主総会、B種優先株主による種類株主総会、E種優先株主による種類株主総会及びF種優先株主による種類株主総会のそれぞれにおいて、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、CSKは、会社法第325条で準用する同法第319条第1項に基づく手續により、かかる種類株主総会の開催を省略することができる。
3. 前項の規定にかかわらず、本合併の手續の進行に応じ、必要がある場合には、SCS及びCSKが協議し合意の上、前二項に定める各開催日を変更することができる。

第7条（本合併に際して就任する取締役及び監査役）

1. 本合併に際して新たにＳＣＳの取締役及び監査役に就任すべき者（以下「本合併新任役員」という。）は、以下のとおりとする。但し、本合併新任役員の就任の時期は、効力発生日とする。

取締役	中西	毅	取締役	鈴木	正彦
取締役	石村	俊一	取締役	谷原	徹
取締役	熊崎	龍安	取締役	古沼	政則
取締役	淵上	岩雄			
監査役	播磨	昭彦	監査役	海前	忠司
監査役	安浪	重樹			

2. 効力発生日の前日のＳＣＳの取締役及び監査役のうち、効力発生日以降もＳＣＳの取締役及び監査役の任に就く者は、以下のとおりとする。

取締役	中井戸	信英	取締役	露口	章
取締役	鎌田	裕彰	取締役	栗本	重夫
取締役	小川	和博	取締役	福永	哲弥
取締役	山崎	弘之	取締役	内藤	達次郎
取締役	眞下	尚明			
監査役	小島	收	監査役	朝香	友治
監査役	澁谷	年史			

3. ＳＣＳは、第6条第1項に定める株主総会において、本合併の効力が生じることを停止条件として本合併新任役員を効力発生日付でＳＣＳの取締役及び監査役に選任する旨の議案を上程し、その承認を求めるものとする。

第8条（善管注意義務）

1. ＳＣＳ及びＣＳＫは、次の各号に掲げる事由を除き、本契約締結日以降効力発生日の前日までの間、善良なる管理者としての注意をもって通常の業務の範囲内で、そ

それぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を行い、重要な資産の処分又は債務若しくは責任の負担その他その事業に重大な悪影響を与える行為をする場合には、相手方当事者の事前の書面による承諾を得なければならない。

- (1) ＳＣＳは、住友商事株式会社（以下「住友商事」という。）と共同して行う公開買付け（買付者であるＳＣＳ及び住友商事により法令の許容する範囲内で変更されるものを含み、以下「本件公開買付け」という。）に関して平成23年2月24日付で株式会社東京証券取引所において公表する内容（上記の変更があった場合には、その変更を反映した内容を含む。）に従い、ＣＳＫの発行する株券等を取得することができる。
 - (2) ＳＣＳは、平成23年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、総額8億5,000万円を上限とする剰余金の配当をすることができる。
 - (3) ＳＣＳは、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、総額8億5,000万円を上限とする剰余金の配当をすることができる。
2. ＣＳＫは、本契約締結日以降、効力発生日に至るまでの日を基準日として、剰余金の配当を行わない。

第9条（ＳＣＳの定款変更）

ＳＣＳは、第6条第1項に定める株主総会において、本合併の効力が生じることを停止条件として、効力発生日付で、次の各号に掲げる定款変更に関する議案を上程し、その承認を求めるものとする。

- (1) ＳＣＳの商号をＳＣＳＫ株式会社に変更する旨
- (2) ＳＣＳ A種優先株式及びＳＣＳ B種優先株式の内容を追加する旨
- (3) 本合併に伴い必要となる事業目的を追加する旨
- (4) 前各号に掲げるほか、本合併に伴い必要となる内容へ変更する旨

第10条（ＳＣＳの株式の上場維持等）

1. ＳＣＳ及びＣＳＫは、本合併に際し、ＳＣＳ普通株式の東京証券取引所市場第一部での上場を維持するために必要な手続をとるものとする。
2. ＳＣＳ及びＣＳＫは、効力発生日において別紙3記載のＳＣＳの新株予約権付社債が東京証券取引所に上場されるよう必要な手続をとるものとする。

第11条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日の前日までの間に、SCS又はCSKの財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本合併の実行に重大な支障となりうる事象が発生又は判明した場合（本契約締結日に既に判明していた事象について本契約締結日後に重大であることが判明した場合、及び国内外の監督官庁その他の司法・行政機関（日本の公正取引委員会又は諸外国の独占禁止法・競争法関係当局を含む。以下同じ。）から本合併に関し重大な条件が付された場合を含む。）その他本合併の目的の達成が困難となった場合には、SCS及びCSKは、誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第12条（本契約の効力）

本契約は、以下の場合にはその効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、第6条第1項に定めるSCSの株主総会において、本契約の承認又は第9条第(2)号及び第(3)号に基づき上程されるべき定款変更議案のいずれかの承認が得られなかった場合。
- (2) 効力発生日の前日までに、第6条第2項に定めるCSKの株主総会又は各種類株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合。
- (3) 前条に従い本契約が解除された場合。
- (4) 効力発生日の前日までに、法令上本合併に関して要求される国内外の監督官庁その他の司法・行政機関の承認等が得られなかった場合。
- (5) 本件公開買付けが、平成23年5月12日までに成立しない場合。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、SCS及びCSKで協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約を2通作成し、SCS及びCSK記名押印の上、各1通を保有する。

A種優先株式
発行要項

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

a. A種優先配当金の配当

当会社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、本項第b. 号に定める金額（以下「A種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってA種優先中間配当（第2項において定義される。）を行った場合には、当該A種優先中間配当の金額を控除した額をA種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、A種優先配当金額とA種優先中間配当の金額の合計額は100,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるA種優先配当以外には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. A種優先配当金の金額

A種優先配当金額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額（1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、A種優先配当又はA種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6カ月物）（以下に定義される。）+1.0%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円T I B O R（6カ月物）」とは、午前11時における日本円6カ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円T I B O R（6カ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円T I B O R（6カ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6カ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円L I B O R（6カ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がA種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降、その事業年度のA種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金額及び累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額（1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「A種優先中間配当」という。）を行う。

3. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、残余財産の分配時点における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額を支払う。

A種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、A種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、A種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

(1) A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とする。

(2) A種優先株式の残余財産の分配順位は、B種優先株式と同順位とする。

5. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

(1) 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、当社に対し、2016年3月1日以降いつでも、当社に対してA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本7項第(2)号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該

金銭対価取得請求日に、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1) 当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2) 本7項若しくは第8項又はB種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式及びB種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくA種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取

得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、2017年3月1日から2027年9月30日までの期間中、本9項第（3）号に定める条件で、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余権株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、(i) A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式の数に、(ii) 剰余権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主の株式対価取得請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の株式対価取得請求に係るA種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るA種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮し

て、取得の効力が生じるA種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、(i) 当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、(ii) ①当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び②当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がA種優先株式の取得と引換えにA種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、当社と株式会社CSKの間で平成23年2月24日に締結された合併契約に基づく合併の効力発生日の直前に有効な株式会社CSK発行にかかるA種優先株式の転換価額の転換価額を0.24で除したことにより算出される値に相当する額（ただし、当該値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2018年3月1日から2027年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証

券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記c. に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記c. に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

- c. 転換価額の調整
- i. 転換価額調整式

当社は、A種優先株式の発行後、下記本号ii. に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号iii. の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換

価額の調整前に下記本号ii. 又は本号iii. に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 上記本号i. に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号(ii) の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 上記本号i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約

権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

iii. その他の転換価額の調整

上記本号ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- (i) 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株

式及びB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2027年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付すると引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、A種優先株式の取得と引換えに、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

A種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、A種優先配当及びA種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

B種優先株式
発行要項

1. 優先配当金

(1) B種優先配当金

a. B種優先配当金の配当

当社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「B種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってB種優先中間配当（第2項において定義される。）を行った場合には、当該B種優先中間配当の金額を控除した額をB種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、B種優先配当金額とB種優先中間配当の金額の合計額は100,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるB種優先配当以外には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. B種優先配当金の金額

B種優先配当金額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額（1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、B種優先配当又はB種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6カ月物）（以下に定義される。）+1.2%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円T I B O R (6カ月物)」とは、午前11時における日本円6カ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円T I B O R (6カ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円T I B O R (6カ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6カ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円L I B O R (6カ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がB種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払B種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のB種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金額及び累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、残余財産の分配時点における累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額を支払う。B種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、B種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、B種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とする。
- (2) B種優先株式の残余財産の分配順位は、A種優先株式と同順位とする。

5. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、当社に対し、2018年3月1日以降いつでも、当社に対してB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本7項第（2）号において定義される。）を限度として法令上可能な範

困で、当該金銭対価取得請求日に、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきB種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日における累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1) 当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2) 本7項若しくは第8項又はA種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種優先株式及びB種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2012年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社がB種優先株式の全部又は一部

を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要なとされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、2019年3月1日から2029年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、(i) B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の株式対価取得請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の株式対価取得請求に係るB種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得

請求に係るB種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるB種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、(i) 当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、(ii) ①当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び②当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、当社と株式会社CSKの間で平成23年2月24日に締結された合併契約に基づく合併の効力発生日の直前に有効な株式会社CSK発行にかかるB種優先株式の転換価額の転換価額を0.24で除したことにより算出される値に相当する額(ただし、当該値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2020年3月1日から2029年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普

通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記c. に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記c. に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

i. 転換価額調整式

当社は、B種優先株式の発行後、下記本号ii. に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号iii. の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準

日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号ii. 又は本号iii. に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 上記本号i. に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号(ii)の場合、取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 上記本号i. に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号i. に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることがで

きる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

iii. その他の転換価額の調整

上記本号ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- (i) 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整

後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、B種優先株式の取得と引換えに、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式については、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

B種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、B種優先配当及びB種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

ＳＣＳＫ株式会社130%コールオプション条項付
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

1. 社債の名称

ＳＣＳＫ株式会社130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下本新株予約権付社債といい、そのうち社債のみを本社債、新株予約権のみを本新株予約権という。）
2. 社債総額

株式会社ＣＳＫ130%コールオプション条項付第7回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下承継前新株予約権付社債という。）についての社債に係る債務当初金350億円のうち、当社と株式会社ＣＳＫとの間で平成23年2月24日付で締結された合併契約に基づく合併（以下本合併という。）の効力発生日前日の最終において未償還の金額。
3. 各社債の金額

金100万円の1種
4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）の規定の適用を受け、振替機関（第24項に定める。以下同じ。）の振替業に関する業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下本社債権者という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

5. 社債の利率 年0.25パーセント。
6. 社債の償還価額 額面100円につき金100円。
ただし、繰上償還する場合は第9項第(2)号又は第(3)号に定める価額による。
7. 物上担保及び保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 社債管理者
- (1) 社債管理者の名称
住友信託銀行株式会社
- (2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限
社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。
- (3) 社債管理者の辞任
社債管理者は、本社債の社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合も含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
9. 社債の償還の方法及び期限
- (1) 本社債の元金は、平成25年9月30日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては、本項第(2)号又は第(3)号に定めるところによる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となり非上場会社（その普通株式が金融商品取引所に上場されておらず、かつ店頭売買有価証券として登録されていない株式会社をいう。）が存続会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転（以下株式交換等という。）につき当社の株主総会（株主総会決議を必要としない場合は当社の取締役会）で承認決議がなされた場合、当該株式交換等の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき次の価額で繰上償還することができる。
平成23年10月1日から平成24年9月30日までの期間については金101円
平成24年10月1日から平成25年9月29日までの期間については金100円
- (3) 130%コールオプション条項
当社は、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある

第11項第(6)号②に定める転換価額(ただし、転換価額が第11項第(7)号乃至第(11)号によって調整された場合は調整後の転換価額)の130パーセント以上であった場合、いつでもその時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当て(以下株式分割等という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日。以下本号において同じ。)の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日についての本条項の適用にあたっては、第11項第(8)号②の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第11項第(7)号に定める転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

- (4) 償還すべき日(本項第(2)号又は第(3)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下償還期日という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (5) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、本合併の効力発生日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、当該新株予約権付社債についての本社債又は当該新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

10. 利息の支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、本合併の効力発生日から償還期日までこれをつけ、毎年3月31日及び9月30日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。
- (2) 半年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半年の日割りをもってこれを計算する。
- (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4) 償還期日後は利息をつけない。
- (5) 本新株予約権の行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。

11. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計35,000個とする。ただし、本合併の効力発生日の直前に株式会社CSK以外の者により保有されている残存する承継前新株予約権付社債に付された新株予約権の数が35,000個より少ない場合には、当該少ない個数とする。

(2) 本新株予約権の目的となる株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社の普通株式とし、その行使請求（本項第(3)号に定義する。）により当社が当社の普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分（以下当社の普通株式の発行又は処分を交付という。）する数は、行使請求に係る本社債の金額の合計額を本項第(6)号②に定める転換価額（ただし、本項第(7)号乃至第(11)号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、本合併の効力発生日から平成25年9月27日までの間（以下行使請求期間という。）、当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。）、本社債の利息が支払われる日の前営業日並びに振替機関が必要であると認めた日を除き、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(2)号に定める当社の普通株式の交付を請求すること（以下行使請求という。）ができる。ただし、第9項第(2)号又は第(3)号に定めるところにより、平成25年9月27日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日まで、第16項に定め

るところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時（期限の利益の喪失日を含まない。）までとする。また、本項第（14）号に定める組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使の停止が必要なときは、当社が、行使を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要な事項を公告した場合には、当該期間内は本新株予約権を行使することができない。

- (4) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。
- (5) 本新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
①本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の金額と同額とする。
②本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下転換価額という。）は、当初、本合併の効力発生日の直前に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を0.24で除したことにより算出される値に相当する額（ただし、当該値の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。）とする。
- (7) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第（8）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下転換価額調整式という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(8) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(10)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合。

(ただし、本号②の場合、当該証券の取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

②当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(10)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は本項第(10)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ④本号①乃至③の場合において、当社の普通株式の株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項第（18）号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

- (9) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。
- (10) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第（8）号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当社の普通株式の株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式を控除し、当該転換価額の調整前に本項第（8）号又は第（11）号に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。

また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (11) 本項第(8)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (12) ①本項第(7)号乃至第(11)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、本項第(8)号④の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- ②本号①の場合の公告の方法は第20項第(3)号に定める。
- (13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (14) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
- ①当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転（以下組織再編行為という。）をする場合（ただし、普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、第9項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において

残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、次の（イ）乃至（ホ）に定める株式会社（以下承継会社等という。）の新株予約権（以下承継新株予約権という。）を交付するものとし、その内容は下記②に定める。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、承継会社等がその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限る。

- （イ） 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- （ロ） 吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- （ハ） 新設分割 新設分割により設立する株式会社
- （ニ） 株式交換 株式交換完全親株式会社
- （ホ） 株式移転 株式移転設立完全親株式会社

②承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

- （イ） 新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- （ロ） 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- （ハ） 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継された社債の金額の合計額を下記（ニ）に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。
- （ニ） 転換価額
転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。
- （ホ） 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の金額と同額とする。

(へ) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(3)号に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から同号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

(ト) その他の承継新株予約権の行使の条件

承継本新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(チ) 承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第25項に定める行使請求受付場所（以下行使請求受付場所という。）においてこれを取り扱う。

(16) ①本新株予約権の行使請求は、振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行い、行使請求期間中に振替機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。

②振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。

(17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(18) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(19) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

12. 担保提供制限

(1) ①当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、当該新株予約権に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。以下同じ。）のために担保権を設定する場

合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

②本号①に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でない場合は、当社は本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。

(2) ①当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために当社の特定の資産を留保（以下留保資産提供という。）する場合には、本新株予約権付社債のためにも、社債管理者が適当と認める留保資産提供を行う。この場合、当社は社債管理者との間に、その旨を定める契約を締結する。

②本号①の場合、当社は社債管理者との間に次の（イ）乃至（ト）についても特約する。

（イ）当社は、契約締結の時点において留保資産のうえには本新株予約権付社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利又はその設定の予約若しくは設定の予約と同視しうるものが存在しないことを当社が保証し、また本社債の未償還残高が存在する限り、社債管理者の事前の書面による承諾なしに留保資産のうえに抵当権等を設定し、又はその設定の予約若しくは設定の予約と同視しうる行為をしない旨。

（ロ）当社は社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡又は貸与しない旨。

（ハ）当社は原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。

（ニ）当社は社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。

（ホ）当社は本社債の未償還残高の減少その他やむを得ない事情がある場合には、社債管理者の事前の書面による承諾を得て留保資産の一部又は全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、又は、留保資産から除外することができる旨。

（ヘ）当社は社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、本新株予約権付社債のために遅滞なく留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。

(ト) 前(ヘ)の場合、留保資産のうえに担保付社債信託法に定める担保権を設定できないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。

(3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている又は留保資産提供が行われている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前2号は適用されない。

13. 担保付社債への切換

(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき、担保権を設定することができる。

(2) 当社が第12項第(1)号又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

14. 特定資産の留保

(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために留保資産提供を行うことができる。

(2) 前号の場合、第12項第(2)号の規定を準用する。

15. 担保提供制限に係る特約の解除

(1) 当社が第12項第(1)号又は第13項第(1)号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合、以後、第12項及び第18項第(3)号は適用されない。

(2) 当社が第12項第(2)号又は第14項により本新株予約権付社債のために留保資産提供を行った場合、以後、第12項第(2)号は適用されない。

16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。ただし、第12項第(1)号又は第13項第(1)号により当社が本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本項第(2)号に該当しても期限の利益を失わない。

(1) 当社が第9項又は第10項の規定に違背したとき。

(2) 当社が第12項第(1)号又は第(2)号の規定に違背したとき。

(3) 当社が、第11項第(7)号乃至第(12)号、第13項第(2)号、第17項、第18項第(2)号及び第(3)号、第19項、第20項並びに第21項に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。

(4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債その他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
 - (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売（公売を含む。）の申立を受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたとき。
17. 社債管理者に対する定期報告
- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度終了後遅滞なく計算書類及び事業報告を提出し、かつ、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
 - (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びそれらの添付書類を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれらの写を社債管理者に提出する。ただし、当社が、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織による開示を行っている場合は、本号に規定する書類の提出に代えてその旨を通知することで足りるものとする。
18. 社債管理者に対する通知
- (1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
 - (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - ①事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
 - ②事業の全部若しくは重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
 - ③資本金又は準備金の額の減少、組織変更、会社分割、合併、株式交換又は株式移転をしようとするとき。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保権を設定する場合、又は留保資産提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、債務の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

19. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本新株予約権付社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

20. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当社が、第9項第(2)号に定める繰上償還をしようとする場合は、償還しようとする日の少なくとも2か月前にその旨並びにその金額及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知し、かつ、償還しようとする期日の少なくとも1か月前に必要な事項を公告する。
- (2) 当社が第9項第(3)号に定める繰上償還をしようとする場合は、第9項第(3)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内に、その旨その他必要事項を書面で社債管理者に通知し、かつ、当該最終日から15日以内かつ償還しようとする日に先立つ30日以上60日以下の期間内に必要な事項を公告する。
- (3) 前2号の公告は、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)にこれを掲載する。

21. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令又は本新株予約権付社債の社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、第20項第(3)号に定める方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告を行う場合は、第20項第(3)号に定める方法によるほか、東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。

22. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の新株予約権付社債（以下本種類の新株予約権付社債と総称する。）の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する本種類の新株予約権付社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、本種類の新株予約権付社債の新株予約権付社債券又は社債等振替法第222条第3項の規定による書面を当社又は社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 新株予約権の交付日

平成23年10月1日

24. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

25. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部

26. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

以上

3. 会社法施行規則第182条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

当社は、ＳＣＳとの間で締結した合併契約（平成23年2月24日付）における合併対価の相当性に関し、下記のとおり判断いたしました。

① 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

1) 合併比率

i) 当社普通株式

当社の発行する普通株式については、当社普通株式1株に対して、ＳＣＳの普通株式0.24株を割当て交付いたします。但し、本合併の効力発生直前時にＳＣＳが保有する当社株式及び当社が保有する自己株式（平成23年3月31日現在16,015株）については、本合併による株式の割当てはいたしません。

	ＳＣＳ (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当ての内容	普通株式 1	普通株式 0.24

上記記載の合併比率等は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社とＳＣＳとの協議により変更することがあります。

かかる当社普通株式に対するＳＣＳ普通株式の割当てにより交付するＳＣＳ普通株式の総数は、41,695,607株となる予定です。但し、かかる普通株式の総数は、当社の平成23年3月31日現在の発行済普通株式数(149,747,714株)から同日現在当社が保有する自己普通株式の数(16,015株)を控除し、第7回新株予約権が平成23年4月22日付で行使されたことにより発行された当社普通株式の数(24,000,000株)を加えた当社普通株式(173,731,699株)に対して割当てられる予定のＳＣＳ普通株式の総数を示しており、当社の自己株式数の変動等により今後修正される可能性があります。

ii) 当社優先株式

当社の発行する優先株式については、当社のA種優先株式（以下「当社発行A種優先株式」といいます。）1株に対してSCSの本合併契約別紙1記載のA種優先株式（以下「SCS発行A種優先株式」といいます。）1株を、当社のB種優先株式（以下「当社発行B種優先株式」といいます。）1株に対してSCSの本合併契約別紙2記載のB種優先株式（以下「SCS発行B種優先株式」といいます。）1株を、当社のE種優先株式（以下「当社発行E種優先株式」といいます。）1株に対してSCSの普通株式2,400株を、それぞれ割当て交付いたします。なお、当社のF種優先株式については、SCSがその全部を保有していることから、本合併に際して金銭等の交付は行いません。

	SCS (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当ての内容	SCS発行A種優先株式 1	当社発行A種優先株式 1
	SCS発行B種優先株式 1	当社発行B種優先株式 1
	普通株式 1	当社発行E種優先株式 2,400

上記記載の合併比率等は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社とSCSとの協議により変更することがあります。

かかる当社優先株式に対するSCS株式の割当てにより交付するSCS株式の総数は、それぞれSCS発行A種優先株式が15,000株、SCS発行B種優先株式が15,000株、SCS普通株式が12,000,000株となる予定です。

2) 算定の基礎

i) 当社普通株式

イ) 算定の基礎

SCSは、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格及び普通株式に係る本合併対価の公正性を担保するため、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格及び本合併対価を決定するにあたり、SCS及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）にSCS及び当社の株式価値の算定を依頼いたしました。

野村証券は、SCS及び当社の株式価値について、市場株価平均法、類似会社比較法、及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）分析による算定を行い、SCSは野村証券から当社の株式価値に関する株式価値算定書並びにSCS及び当社の普通株式に係る合併比率に関する合併比率算定書を取得いたしました。なお、SCSは、野村証券から普通株式に係る本合併対価の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

野村証券による当社の普通株式1株に対するSCSの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表の通りとなります。

評価手法	合併比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.25～0.27
類似会社比較法	0.10～0.19
DCF法	0.08～0.26

なお、市場株価平均法については、平成23年2月21日を算定基準日として、算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る1週間、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の終値平均株価を採用しております。

野村証券は、普通株式に係る合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確且つ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は

査定依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法の前提とした将来の利益計画については、SCS及び当社ともに大幅な増減益は見込んでおりません。

他方、当社は、普通株式に係る本合併対価の公正性を担保するため、普通株式に係る本合併対価を決定するにあたり、当社及びSCSから独立したフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を第三者算定機関に選定し、当社及びSCSの株式価値に基づく普通株式に係る合併比率の算定を依頼いたしました。みずほ証券は、当社及びSCSの株式価値について、市場株価基準法、類似企業比較法、及びDCF法による算定を行い、当社はみずほ証券から当社及びSCSの普通株式に係る合併比率に関する合併比率算定書を取得いたしました。なお、当社は、みずほ証券から普通株式に係る本合併対価の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

みずほ証券による当社の普通株式1株に対するSCSの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表の通りとなります。

評価手法	合併比率の評価レンジ
市場株価基準法	0.24～0.28
類似企業比較法	0.21～0.25
DCF法	0.20～0.27

なお、市場株価基準法については、平成23年2月23日を算定基準日として、算定基準日の株価並びに算定基準日から遡る1週間、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の終値平均株価を採用しております。

みずほ証券は、普通株式に係る合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確且つ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又

は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

なお、みずほ証券がDCF法の前提とした将来の利益計画については、当社及びSCSともに大幅な増減益は見込んでおりません。

ロ) 算定の経緯

当社及びSCSは、本合併契約締結に際し、一連の取引の透明性・公平性を期すため、第三者算定機関として、SCSは野村証券に、当社はみずほ証券に、それぞれ普通株式に係る本合併対価の算定を依頼し、野村証券は市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を、みずほ証券は市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法の各手法を用いて当社及びSCSの株式価値を算定し、上記イ)の「算定の基礎」に記載された算定結果を得ました。SCSは野村証券による普通株式に係る本合併対価算定の内容を検討し、一方、当社はみずほ証券による普通株式に係る本合併対価算定の内容を検討し、それぞれ入手した合併比率算定書における算定結果を参考として、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等を総合的に勘案し、両社で協議及び交渉を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

なお、当社及びSCSは、当社の普通株式に対する合併対価として、吸収合併存続会社であるSCSの普通株式を選択いたしました。これは、SCSの普通株式に上場株式としての流動性が確保されていること、当社の普通株式の株主がSCSの普通株式の交付を受けることにより、本合併後も、本合併に伴うシナジーから得られる利益を享受することが可能となること等を考慮したものです。

ハ) 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるみずほ証券は、当社及びSCSの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、SCSのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村証券は、当社及びSCSの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ii) 当社優先株式

当社及びSCSは、当社発行A種優先株式及び当社発行B種優先株式については、本合併後もそれらの株式を有していた当社の株主に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、本合併の合併比率を踏まえて、SCS発行A種優先株式及びSCS発行B種優先株式の内容をそれぞれ当社発行A種優先株式及び当社発行B種優先株式と実質的に同等の内容で定めた上で、当社発行A種優先株式1株及び当社発行B種優先株式1株に対して、SCS発行A種優先株式1株及びSCS発行B種優先株式1株の割合でそれぞれ割当て交付することといたしました。また、当社発行E種優先株式については、その普通株式取得請求権に基づく普通株式換算数に普通株式に係る本合併の合併比率を乗じることで合併比率を算出いたしました。

②合併対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及びSCSは、当社の普通株式に対する合併対価として、吸収合併存続会社であるSCSの普通株式を選択いたしました。これは、SCSの普通株式に上場株式としての流動性が確保されていること、当社の普通株式の株主がSCSの普通株式の交付を受けることにより、本合併後も、本合併に伴うシナジーから得られる利益を享受することが可能となること等の理由から、本合併に係る対価として適切であると判断しております。

また、当社及びSCSは、当社発行A種優先株式及び当社発行B種優先株式については、本合併後もそれらの株式を有していた当社の株主に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、本合併の合併比率を踏まえて、SCS発行A種優先株式及びSCS発行B種優先株式の内容をそれぞれ当社発行A種優先株式及び当社発行B種優先株式と実質的に同等の内容で定めた上で、当社発行A種優先株式1株及び当社発行B種優先株式1株に対して、SCS発行A種優先株式1株及びSCS発行B種優先株式1株の割合でそれぞれ割当て交付することから、本合併に係る対価として適切であると判断しております。

また、当社発行E種優先株式については、その普通株式取得請求権に基づく普通株式換算数に普通株式に係る本合併の合併比率を乗じることで合併比率を算出することから、本合併に係る対価として適切であると判断しております。

③吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社とが共通支配下関係にあるときは、吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項

本合併決定時点である平成23年2月24日においては、当社及びSCSとは共通支配下関係にはございませんでした。

その後、平成23年3月10日から同年4月11日までを公開買付期間としてSCS及び住友商事が共同で本公開買付けを実施した結果、SCSは当社のF種優先株式5,000株（普通株式転換請求権の行使による普通株式数換算で、普通株式50,000,000株）を、住友商事は当社の普通株式69,511,667株及び当社の第7回新株予約権240,000個（普通株式数換算で、普通株式24,000,000株）をそれぞれ取得しました。

その後、住友商事は平成23年4月22日付で本公開買付けにより取得した第7回新株予約権について、その全てを行使したため、当社は普通株式24,000,000株を同社に交付しております。その結果、住友商事の当社に対する議決権保有割合が54.14%（平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出）となったことにより、同社は当社の親会社に該当することとなりました。これにより、当社とSCSは共通支配下関係に該当するに至りましたが、以下の通り、当社及びSCSは、本合併決定時点において、吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないよう留意しております。

- 1) 当社及びSCSは、それぞれ、本書136頁から138頁のとおり、合併対価の算定に当たり利害関係がない独立した第三者機関に評価を求めています。
- 2) 取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社は、両社から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、SCSは、同じく両社から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、法的助言を受けております。

また、当社の取締役のうち1名が住友商事の従業員及びSCSの従業員を兼務し、1名がACA Iの職務執行者を、1名がACA Iの代表社員であるACA株式会社の代表取締役を兼務しております。このため、当社における本合併の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社は、利益相反を回避するための措置として、住友商事の従業員及びSCSの従業員を兼務している山崎弘之氏（注）、ACA Iの代表社員であるACA株式会社の代表取締役を兼務している東明浩氏並びにACA Iの職務執行者を兼務している堀江聡寧氏は、平成23年2月24日開催の当社の取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

また、山崎弘之氏、東明浩氏及び堀江聡寧氏は、本合併に関するその他の審議及び決議に参加しておらず、当社の立場においてSCS及び住友商事との協議及び交渉

にも参加しておりません。

さらに、当社の監査役のうちACA Iの代表社員であるACA株式会社の監査役を兼務している石川岩雄氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、当該取締役会の本合併に関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

そして、平成23年2月24日開催の当社の取締役会においては、審議及び決議に参加した取締役の全会一致により、本合併を行うことを決議しており、また、出席監査役の全員が、当社の取締役会が本合併を行うことを決議することに異議がない旨の意見を述べております。

(注) 山崎弘之氏は、平成23年6月9日現在、SCSの執行役員を兼務しておりますが、住友商事の従業員は兼務しておりません。

④SCSの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

SCSは、本合併に際し、資本金、資本準備金及び利益準備金の額のいずれも増加させないこととしておりますが、これは、本合併後のSCSの機動的かつ柔軟な資本政策を可能にすべく、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 合併対価について参考となるべき事項

① SCSの定款の内容

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、住商情報システム株式会社と称し、英文ではSumisho Computer Systems Corporationと表示する。

第2条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都中央区に置く。

第3条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェアの開発、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸
2. 情報通信システムの開発、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸
3. 情報通信システム及びコンピュータシステムに係る機器及び装置の開発、製造、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸
4. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、通信サービス業及び通信販売業
5. 電気通信工事業及び電気工事業
6. 電気通信事業法に基づく登録通信事業又は届出通信事業
7. 労働者派遣事業
8. 広告宣伝業及び出版業
9. 著作権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
10. 不動産の取得、処分、保守、管理、仲介、リース及び賃貸
11. 金銭の貸付、債務の保証、債権の買取り、為替取引及び有価証券の保有、運用、売買
12. 債権流動化・証券化の企画及び当該証券の販売

13. 私募、商法上の任意組合を通じたファンドの募集、管理、運用
14. 前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティング
15. その他前各号に付帯関連する一切の業務

第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、2億株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式の数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していないときは、この限りではない。

第11条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第12条（基準日）

定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、取締役会において臨時に基準日を定めることができる。

第13条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第14条（招集）

1. 定時株主総会は、毎年6月に招集する。
2. 前項のほか、必要があるときは、臨時株主総会を招集する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条（招集者及び議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の代表取締役がこれに代わる。

第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の有する議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

第20条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議）

1. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。
2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条（取締役の報酬）

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる。
2. 当会社は、社外取締役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。

第29条（執行役員及び役付執行役員）

1. 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会において定める執行役員規程による。
2. 取締役会は、その決議によって社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。

第5章 監査役及び監査役会

第30条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（常勤の監査役及び常任監査役）

1. 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
2. 監査役は、互選をもって常任監査役を定めることができる。

第33条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第34条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第35条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第36条（監査役の報酬）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第37条（監査役の責任免除）

1. 当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。
2. 当社は、社外監査役との間で、法令の定める限度まで、社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

第6章 計算

第38条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第39条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第40条（剰余金の配当の基準日）

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第41条（配当金等の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

なお、SCSは、平成23年6月28日開催の定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しております。付議の内容は下記のとおりです。

定款変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>住商情報システム株式会社定款</u> 第1章 総則</p>	<p><u>SCSK株式会社定款</u> 第1章 総則</p>
<p>第1条 (商号) 当社は、<u>住商情報システム株式会社</u>と称し、英文では<u>Sumisho Computer Systems Corporation</u>と表示する。</p>	<p>第1条 (商号) 当社は、<u>SCSK株式会社</u>と称し、英文では<u>SCSK Corporation</u>と表示する。</p>
<p>第2条 (本店の所在地) (条文省略)</p>	<p>第2条 (本店の所在地) (現行どおり)</p>
<p>第3条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第3条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>
<p>1. (省略)</p>	<p>1. (現行どおり)</p>
<p>4. (新設)</p>	<p>4. (新設)</p>
<p>5. <u>電気通信工事業及び電気工事業</u></p>	<p>5. <u>コールセンター業務</u></p>
<p>6. (省略) (新設)</p>	<p>6. <u>内装仕上工事業、電気通信工事業、電気工事業、管工事業及び建築工事業</u> 7. (現行どおり)</p>
<p>7. (省略) (新設)</p>	<p>8. <u>放送法に基づく委託放送事業</u> 9. (現行どおり)</p>
<p>8. (省略) (新設) (新設)</p>	<p>10. <u>有料職業紹介事業</u> 11. (現行どおり)</p>
<p>9. (省略)</p>	<p>12. <u>翻訳・通訳業</u> 13. <u>倉庫業</u> 14. (現行どおり)</p>
<p>12. (省略)</p>	<p>17. (現行どおり)</p>
<p>13. 私募、商法上の任意組合を通じたファンドの募集、管理、運用</p>	<p>18. 私募、商法上の任意組合を通じたファンドの募集、管理、運用及び投資事業組合財産の管理</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	19. <u>企業の販売支援、技術支援、計算事務、労務管理事務等の業務代行</u>
(新設)	20. <u>カード（代金前払方式、代金後払方式等）発行業務及び発行代行業務</u>
(新設)	21. <u>損害保険代理業務及び生命保険契約締結の代理並びに生命保険の募集に関する業務</u>
(新設)	22. <u>飲食店の経営並びに設計及び施工</u>
(新設)	23. <u>医療機器の売買、賃貸借及び輸出入</u>
(新設)	24. <u>貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業</u>
(新設)	25. <u>酒類販売及びその仲介業務</u>
(新設)	26. <u>農産物及び観葉植物その他植物の生産、栽培、販売及び賃貸</u>
14. (省略)	27. (現行どおり)
15. (省略)	28. (現行どおり)
第4条（機関）	第4条（機関）
(条文省略)	(現行どおり)
第5条（公告方法）	第5条（公告方法）
(条文省略)	(現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条（発行可能株式総数）	第6条（発行可能株式総数）
当社の発行可能株式総数は、2億株とする。	当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u>
	<u>普通株式 200,000,000株</u>
	<u>A種優先株式 15,000株</u>
	<u>B種優先株式 15,000株</u>
(新設)	第6条の2（A種優先株式）
	A種優先株式の内容は、別紙1のとおりとする。
	(注1)
(新設)	第6条の3（B種優先株式）
	B種優先株式の内容は、別紙2のとおりとする。
	(注2)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条（自己の株式の取得） （条文省略）</p> <p>第8条（単元株式の数） 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>第9条 ） （条文省略）</p> <p>第19条 （新設）</p> <p>第20条 ） （条文省略）</p> <p>第41条 （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第7条（自己の株式の取得） （現行どおり）</p> <p>第8条（単元株式の数） 当社の普通株式の単元株式数は、100 株とし、<u>A種優先株式及びB種優先株式の単元株式数はそれぞれ1株とする。</u></p> <p>第9条 ） （現行どおり）</p> <p>第19条 第19条の2（種類株主総会）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>第16条、第17条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第15条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> 3. <u>第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によるべき種類株主総会の決議に、第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定によるべき種類株主総会の決議に、それぞれ準用する。</u> <p>第20条 ） （現行どおり）</p> <p>第41条 別紙1 （注1：変更後の定款別紙1の内容は、本書（99頁から108頁）をご参照ください。）</p> <p>別紙2 （注2：変更後の定款別紙2の内容は、本書（109頁から118頁）をご参照ください。）</p> <p>附則 <u>本定款の表題、第1条、第3条、第6条、第6条の2、第6条の3、第8条、第19条の2、別紙1及び別紙2の変更は、当社と株式会社CSKとの間の吸収合併の効力が生ずることを条件として、当該吸収合併の効力発生日をもって効力が生ずるものとする。なお、本附則は、当該吸収合併の効力発生日の経過によりこれを削除する。</u></p>

- (注1)別紙1は、2. 合併契約の内容の概要の「合併契約書」中の別紙1と同内容であります。
(注2)別紙2は、2. 合併契約の内容の概要の「合併契約書」中の別紙2と同内容であります。

②合併対価の換価方法に関する事項

1) S C S 普通株式

- i) 合併対価を取引する市場
東京証券取引所市場第一部
- ii) 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者
全国の各証券会社
- iii) 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容
該当事項はありません。

2) S C S 発行A種優先株式

- i) 合併対価を取引する市場
該当事項はありません。
- ii) 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者
該当事項はありません。
- iii) 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容
該当事項はありません。

3) S C S 発行B種優先株式

- i) 合併対価を取引する市場
該当事項はありません。
- ii) 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者
該当事項はありません。
- iii) 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容
該当事項はありません。

③合併対価の市場価格に関する事項

ＳＣＳの最近６ヶ月の月別最高・最低株価は以下のとおりです。

月別	平成22年11月	平成22年12月	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月	平成23年4月
最高（円）	1,342	1,468	1,480	1,455	1,307	1,163
最低（円）	1,152	1,227	1,320	1,237	885	1,020

(3)合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

ＳＣＳは、本合併に際して、本合併の効力発生直前時における当社の株式会社ＣＳＫ130％コールオプション条項付第7回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成18年7月27日発行。以下「第7回無担保転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に付された新株予約権（以下「当社割当対象新株予約権」といいます。）の新株予約権者（ＳＣＳ及び当社を除きます。）（以下「当社割当対象新株予約権者」といいます。）に対して、当社割当対象新株予約権に代わる新株予約権として、その所有する当社割当対象新株予約権1個につき、ＳＣＳ新株予約権（本合併契約別紙3記載のＳＣＳの新株予約権付社債に付される同別紙3記載のＳＣＳの新株予約権をいいます。以下同じ。）1個の割合をもって、ＳＣＳ新株予約権を割当て交付するとともに、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債についての社債に係る債務のうち、本合併の効力発生直前時において未償還のもの全てを承継することとしています。これにより本合併に際してＳＣＳが当社割当対象新株予約権者に対して交付することとなる新株予約権付社債（以下「ＳＣＳ新株予約権付社債」といいます。）は、平成23年10月1日に東京証券取引所に上場される予定です。なお、当社の2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成15年9月4日発行）は、本合併の効力発生直前時までに満期償還予定であることから、本合併に際して金銭等の交付は行いません。また、当社の第7回新株予約権（平成21年9月30日発行）は、当該新株予約権の新株予約権者である住友商事により平成23年4月22日付で全て行使されたことから、本合併に際して金銭等の交付は行いません。

ＳＣＳは、本合併後も第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、本合併の合併比率を踏まえて、ＳＣＳ新株予約権付社債の内容を第7回無担保転換社債型新株予約権付社債と実質的に同等の内容で定めた上で、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債1個に対して、ＳＣＳ新株予約権付社債1個を割当て交付することとしたものです。

- (4) S C S の最終事業年度に係る計算書類等の内容
S C S の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、株主総会参考書類第 1 号議案別冊のとおりであります。
- (5) S C S の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (6) S C S における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
S C S 及び住友商事は、両社の企業価値向上の観点からは、本合併を実施する前提として、当社の大株主である A C A I の保有する株式等を合理的な価格で本合併前に取得する必要があると判断し、平成23年 2 月24日付で A C A I との間で応募契約を締結の上、同年 3 月10日から同年 4 月11日までを、公開買付期間として住友商事及び S C S が共同で本公開買付けを実施いたしました。その結果、S C S は当社の F 種優先株式5,000株（普通株式転換請求権の行使による普通株式数換算で、普通株式50,000,000株）を、住友商事は当社の普通株式69,511,667株及び当社の第 7 回新株予約権240,000個（普通株式数換算で、普通株式24,000,000株）をそれぞれ取得しました。本公開買付けの結果の詳細については、S C S の平成23年 3 月期に係る連結注記表の「IX. 追加情報」欄の記載のほか、インターネット上の S C S ウェブサイト (<http://www.scs.co.jp/>) に掲載しております平成23年 4 月12日付「株式会社 C S K 株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。
なお、住友商事は平成23年 4 月22日付で本公開買付けにより取得した当社の第 7 回新株予約権を全て行使しております。詳細については、後記(7)をご参照ください。
- (7) 当社における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容
平成23年 3 月10日から同年 4 月11日までを、公開買付期間として住友商事及び S C S が共同で本公開買付けを実施いたしました。その結果、S C S は当社の F 種優先株式5,000株（普通株式転換請求権の行使による普通株式数換算で、普通株式50,000,000株）を、住友商事は当社の普通株式69,511,667株及び当社の第 7 回新株予約権240,000個（普通株式数換算で、普通株式24,000,000株）をそれぞれ取得しました。

その後、住友商事は平成23年4月22日付で本公開買付けにより取得した第7回新株予約権について、その全てを行使したため、当社は普通株式24,000,000株を同社に交付しております。その結果、住友商事の当社に対する議決権保有割合は54.14%（平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出）となったことにより、同社は当社の親会社に該当することとなりました。詳細については、当社の平成23年3月期に係る連結注記表及び個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」及び「追加情報」の記載のほか、4月22日プレスリリースをご参照ください。

第2号議案 定款一部変更の件（1）

1. 変更の理由

A種優先株式につき、金銭を対価とする取得条項を行使する際の1株当たり取得価額を、内部留保の確保を優先させる趣旨から、A種優先株主の同意を得て、払込金額の115%にA種優先配当金にかかる日割相当配当金と累積未払優先配当金を加えたものから、払込金額の100%にA種優先配当金にかかる日割相当配当金と累積未払優先配当金を加えたものに変更することと致します。

B種優先株式についても同様に、金銭を対価とする取得条項における1株当たり取得価額を、B種優先株主の同意を得て、払込金額の115%にB種優先配当金にかかる日割相当配当金と累積未払優先配当金を加えたものから、払込金額の100%にB種優先配当金にかかる日割相当配当金と累積未払優先配当金を加えたものに変更致します。

2. 変更の内容

変更の内容は、下記変更案のとおりであります。

(下線__部分は削除箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(前略)	(前略)
別紙A「A種優先株式の内容」	別紙A「A種優先株式の内容」
(中略)	(中略)
8. 金銭を対価とする取得条項	8. 金銭を対価とする取得条項
(1) (省略)	(1) (省略)
(2) 取得価額	(2) 取得価額
<p>金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額とする。</p>	<p>金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額とする。</p>
(中略)	(中略)

現 行 定 款	変 更 案
<p>別紙B「B種優先株式の内容」 (中略)</p> <p>8. 金銭を対価とする取得条項</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 取得価額</p> <p>金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙B「B種優先株式の内容」 (中略)</p> <p>8. 金銭を対価とする取得条項</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 取得価額</p> <p>金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。</p> <p>(以下略)</p>

第3号議案 定款一部変更の件（2）

1. 変更の理由

本公開買付けの成立及びこれに伴い住友商事が親会社に該当することになったこと並びに本合併を予定していることをふまえ、監査体制の一層の充実を図るため、監査役の員数を現行の4名以内から、5名以内へと増加させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、下記変更案のとおりであります。

（下線__部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
(前略)	(前略)
(監査役の員数)	(監査役の員数)
第27条 当社の監査役は <u>4</u> 名以内とする。	第27条 当社の監査役は <u>5</u> 名以内とする。
(以下略)	(以下略)

第4号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名（中西毅氏、熊崎龍安氏、東明浩氏、堀江聡寧氏、山崎弘之氏、近藤勝重氏、渕上岩雄氏及び臼井紀男氏）全員の任期が満了となること、本公開買付けの成立及びこれに伴い住友商事が親会社に該当することになったこと並びに本合併を予定していることをふまえ、取締役5名の選任をお願いするものであります。

合計5名の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
1	なかにし たけし 中西 毅 (昭和31年9月13日生)	普通株式 7,032株	昭和54年4月 当社 入社 平成14年6月 当社 取締役 ネットサービス事業本部長 平成15年6月 当社 執行役員 ネットサービス事業本部長 平成16年4月 当社 常務執行役員 I T O開発本部長 平成18年4月 (株)CSKシステムズ(現 当社) 常務執行役員 中部グループ統括担当 平成19年4月 CSKシステムズ中部設立準備(株)(現 当社) 代表取締役社長 平成20年4月 (株)CSKシステムズ(現 当社) 常務執行役員 平成21年3月 同社 代表取締役社長 当社 執行役員 CSK SYSTEMS (SHANGHAI) CO., LTD. 董事長 平成21年9月 当社 代表取締役社長 平成22年10月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 (現在) (重要な兼職の状況) なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	所有する当社 の株式の数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
2	<p style="text-align: center;">くまざき たつやす 熊崎 龍安 (昭和33年5月2日生)</p>	<p style="text-align: center;">普通株式 13,122株</p>	<p>昭和56年4月 当社 入社 平成16年4月 当社 執行役員 経理部長 兼 事業経 理部長 平成18年4月 当社 執行役員 経理部長 兼 内部統 制推進室長 平成20年6月 コスモ証券(株) 専務取締役 平成21年1月 当社 常務執行役員 平成21年4月 当社 常務執行役員 財務経理部長 平成21年6月 コスモ証券(株) 取締役 平成21年9月 当社 取締役 常務執行役員 財務・ 経理管掌 兼 再生本部長 (株)CSK CHINA CORPOR ATION 代表取締役社長（現 在） 平成22年3月 当社 取締役 常務執行役員（現在） (株)CSKアドミニストレーションサ ービス 代表取締役社長（現在）</p> <p>（重要な兼職の状況） (株)CSKアドミニストレーションサービス 代表 取締役社長 (株)CSK CHINA CORPORATION 代表取締役社長</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	所有する当社 の株式の数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
3	<p style="text-align: center;">やまざき ひろゆき 山 崎 弘 之 (昭和36年2月3日生)</p>	0株	<p>昭和58年4月 住友商事(株) 入社 平成8年1月 米国フェニックスコア社 Vice President (ニューヨーク) 平成11年1月 米国住友商事会社 機電第一部門機械部長 (シカゴ) 平成12年11月 住友商事(株) 情報電子部企画マーケティング長 平成14年6月 住商エレクトロニクス(株) 監査役 平成21年4月 住友商事(株) メディア・ライフスタイル総括部参事 住商情報システム(株) 社長室長 平成21年9月 当社 取締役 (現在) 平成22年4月 住商情報システム(株) 執行役員待遇 経営企画・総務人事グループ長 兼 社長室長 平成22年7月 同社 執行役員待遇 経営企画・総務人事グループ長 兼 内部監査室担当 役員補佐 兼 社長室長 平成23年3月 同社 執行役員 経営企画・総務人事グループ長 兼 内部監査室担当 役員補佐 兼 社長室長 平成23年4月 同社 常務執行役員 経営企画・人事グループ長 兼 内部監査室担当 役員 兼 社長室長 (現在) (重要な兼職の状況) 住商情報システム(株) 常務執行役員</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	所有する当社 の株式の数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
4	ふちがみ いわお 渕上 岩 雄 (昭和21年3月4日生)	0株	昭和46年2月 日本電気(株) 入社 平成12年4月 同社 NECソリューションズ 第三 システム事業本部長 平成13年6月 同社 執行役員 第三ソリューション 営業事業本部長 平成16年4月 同社 執行役員常務 平成16年6月 同社 取締役 執行役員常務 平成18年4月 同社 取締役 執行役員専務 平成18年6月 NECネクサスソリューションズ(株) 代表取締役執行役員社長 平成22年6月 当社 取締役（現在） (重要な兼職の状況) なし
5	まし も なおあき 真 下 尚 明 (昭和33年8月27日生)	0株	昭和58年4月 住友商事(株) 入社 平成6年9月 米国住友商事会社 ヒューストン支 店 Director 平成9年8月 同社 サンタクララ駐在員事務所 Director 平成18年7月 住友商事(株) メディアソリューショ ン事業部長 平成19年10月 同社 ITソリューション事業部長 (現在) 平成19年11月 Presidio Venture Partners, LLC Director (重要な兼職の状況) 住友商事(株) ITソリューション事業部長

- [注] 1. 候補者のうち、山崎弘之氏、瀧上岩雄氏及び眞下尚明氏は社外取締役候補者であります。なお、瀧上岩雄氏については、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 山崎弘之氏は、現に住商情報システム㈱の業務執行者であり、過去5年間に、同社及び住友商事㈱の業務執行者となったことがあります。住友商事㈱は当社の親会社に該当する特定関係事業者であります。また、住商情報システム㈱は当社の親会社である住友商事㈱の子会社に該当する特定関係事業者であり、当社との間で合併契約及び統合契約を締結しております。同氏の現在及び過去5年間の地位及び担当は上記略歴に記載のとおりであります。眞下尚明氏は、現に住友商事㈱の業務執行者であり、過去5年間に同社の業務執行者となったことがあります。同社は当社の親会社に該当する特定関係事業者であります。同氏の現在及び過去5年間の地位及び担当は上記略歴に記載のとおりであります。
- 上記以外、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者の選任理由
- 山崎弘之氏は、上記略歴に記載のとおり、住友商事㈱における国内・国外での豊富な営業経験及び企画部門の業務経験に加え、住商情報システム㈱の執行役員としての情報サービス事業に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言していただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年9ヶ月となります。
- 瀧上岩雄氏は、上記略歴に記載の会社における経営者としての情報サービス事業に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言していただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
- 眞下尚明氏は、上記略歴に記載の会社における情報サービス事業に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言していただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 社外取締役候補者と当社との間で締結する予定の責任限定契約について
- 山崎弘之氏及び瀧上岩雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社との間で会社法第427条第1項に基づき、法令が規定する額を責任限度額とする内容の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認可決された場合、当社は、各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 眞下尚明氏の選任が承認可決された場合、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令が規定する額を責任限度額とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役2名（石川岩雄氏及び下二井政信氏）が辞任されること、本公開買付けの成立及びこれに伴い住友商事が親会社に該当することになったこと並びに本合併を予定していることをふまえ、第3号議案が承認され監査役の員数が増加することを条件に監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
1	やすなみ しげき 安浪重樹 (昭和25年5月27日生)	0株	昭和50年10月 アーサーヤング会計事務所 入所 昭和56年5月 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成元年5月 同法人 社員 平成8年7月 同法人 代表社員 平成18年11月 安浪公認会計士事務所 代表者 (現在) 平成21年6月 (株)イントランス 監査役 (重要な兼職の状況) 安浪公認会計士事務所 代表者
2	あさか ともはる 朝香友治 (昭和27年1月28日生)	0株	昭和49年4月 住友商事(株) 入社 平成13年5月 欧州住友商事会社 Director 平成16年5月 住友商事(株) フィナンシャル・リソースグループ長補佐 平成18年6月 住友商事フィナンシャルマネジメント(株) 代表取締役社長 平成21年6月 住商情報システム(株) 常勤監査役 (現在) (重要な兼職の状況) 住商情報システム(株) 常勤監査役

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
3	しづや としふみ 澁谷年史 (昭和30年3月18日生)	0株	昭和54年4月 住友商事(株) 入社 平成21年4月 同社理事 平成21年6月 北米住友商事グループ CAO 平成22年3月 (株)ジュピターテレコム 監査役（現在） 平成22年4月 住友商事(株) メディア・ライフスタイル事業部門メディア・ライフスタイル総括部長（現在） 平成22年6月 住商情報システム(株) 監査役（現在） 平成23年4月 住友商事(株) 執行役員（現在） (重要な兼職の状況) 住友商事(株) 執行役員 住商情報システム(株) 監査役 (株)ジュピターテレコム 監査役

- 〔注〕 1. 安浪重樹氏、朝香友治氏及び澁谷年史氏の3候補者は社外監査役候補者ではありません。なお、安浪重樹氏につきましては、本議案が承認可決された場合、東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定です。
2. 朝香友治氏は、過去5年間に、住友商事フィナンシャルマネジメント(株)の業務執行者となったことがあります。同社は、当社の親会社である住友商事(株)の子会社に該当する特定関係事業者であります。同氏の現在及び過去5年間の地位及び担当は上記略歴に記載のとおりであります。澁谷年史氏は、現に住友商事(株)の業務執行者であり、過去5年間に、同社の業務執行者となったことがあります。同社は当社の親会社に該当する特定関係事業者であります。同氏の現在及び過去5年間の地位及び担当は上記略歴に記載のとおりであります。
- 上記以外、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 社外監査役候補者の選任理由
安浪重樹氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識、上記略歴記載の会社における監査役としての豊富な業務経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- 朝香友治氏は、上記略歴に記載の会社における豊富な業務経験、経営者としての豊富な経験と幅広い見識並びに監査役としての経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役候補者といたしました。
- 澁谷年史氏は、上記略歴に記載の会社における経営者としての豊富な業務経験、監査役としての経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役候補者といたしました。
4. 社外監査役候補者と当社との間で締結する予定の責任限定契約について

安浪重樹氏、朝香友治氏及び澁谷年史氏それぞれの選任が承認可決された場合、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令が規定する額を責任限度額とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります新日本有限責任監査法人が、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。また、本公開買付けの成立及びこれに伴い住友商事が親会社に該当することになったこと並びに本合併を予定していることをふまえ、住友商事と会計監査人を統一することにより、同社との連結決算の一元監査体制の確立を図るため、新たな会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	有限責任 あずさ監査法人	
主たる事務所の所在地	主たる事務所 従たる事務所	東京都新宿区津久戸町1番2号 札幌事務所、仙台事務所、北陸事務所、北関東事務所、東関東事務所、横浜事務所、名古屋事務所、京都事務所、大阪事務所、神戸事務所、広島事務所、福岡事務所
沿 革	昭和60年7月1日 平成5年10月1日 平成16年1月1日 平成22年7月1日	監査法人朝日新和会計社設立。 井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月5日設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする。 あずさ監査法人（平成15年2月26日設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする。 有限責任監査法人に移行し、名称を「有限責任 あずさ監査法人（英文名称KPMG AZSA LLC）」に変更。
概 要	資本金	3,000,000,000円
	構成人員（□は非常勤者を含めた総人員数）	
	公認会計士	2,494名 [2,532名] (代表社員32名、社員521名)
	会計士補	108名 [109名]
	会計士試験合格者	1,752名 [1,898名]
	専門員	829名 [831名] (特定社員43名)
	その他職員	579名 [581名]
	合計	5,762名 [5,951名]

概 要	クライアント数	<ul style="list-style-type: none"> ・監査証明業務：3,372社 金商法会社法： 768 金商法 : 54 会社法 : 1,368 学校法人 : 64 労組 : 25 その他の法定 : 386 その他の任意 : 707 ・その他の業務：1,491社
		(平成23年3月31日現在)

以 上

【普通株主様による種類株主総会】 株主総会参考書類

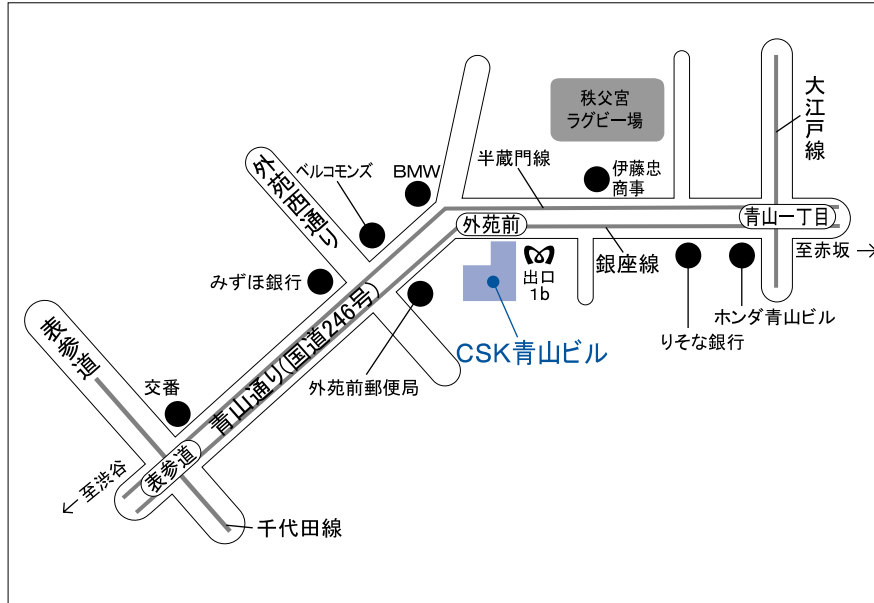
議案 当社と住商情報システム株式会社との合併契約承認の件

第43回定時株主総会の株主総会参考書類の90頁から156頁に記載の第1号議案「当社と住商情報システム株式会社との合併契約承認の件」の内容と同一です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区南青山二丁目26番1号
CSK青山ビル 当社3階会議室
電話 (03) 6438-3901 (代表)



- ・地下鉄銀座線「外苑前駅」1b出口よりすぐ
- ・地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目駅」より徒歩9分
- ・地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」より徒歩10分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。

当社「CSK青山ビル」にご入館の際は、お手数ですが本「招集ご通知」又は同封しました「議決権行使書用紙」を1階入口にてご提示ください。